

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年7月15日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間になりましたので、根本委員と久保委員が5分ほどおくれるという連絡が入っています。それから、野尻委員は欠席ということですが、冒頭の資料説明等から進めていこうというふうに思います。

それでは、事務局から配付資料等の説明を。

事務局 それでは、事務局から配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料説明の前に、冒頭に、区民代表委員でもありました喜治委員から区民検討委員を辞任する旨の届け出がございました。後任の選任につきましては、検討連絡会議の申し合わせ事項としまして、その時期等もかんがみて後任の選出については決めるということになっておりました。この時期になっておりますので、公募委員につきましては、補充をせずに現行のままで進めたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料1が条例骨子案検討作業チームの担当表になっております。新たな担当の区分を追加させていただいておりますが、後ほどこれにつきましては御説明させていただきます。

続きまして、資料2が地域懇談会の担当表になっております。

続きまして、資料3が、別添ですが、自治基本条例制定に当たってのパブリックコメントの広報を別添で配付しております。こちらの広報ですが、前回、検討連絡会議で決まりましたテーマで、本日付で広報が発行になっております。

資料4が、自治基本条例制定に当たってのパブリックコメントの資料並びに資料5が（仮称）新宿区自治基本条例骨子案（補足説明付）になっております。

続きまして、資料6が条例骨子案「行政の役割と責務」の課題の検討ということで、前回の検討連絡会議で専門部会の宿題になっていました課題について、検討結果を後ほど御報告させていただきます。

続きまして、資料7が区民討議会報告書になります。こちらのほうも別添でクリップでとめてあります。こちらにつきましても後ほど御説明させていただきます。

資料8が区民アンケートの速報版になっております。

資料9から資料11までが、新たに区民検討会議で決まりました条例に盛り込むべき事項案になっております。資料9が、条例に盛り込むべき事項としまして、その他の項目、外国人、安全・安心、環境、平和・人権、教育、子どもの中から、教育、子どもに関しまして新たに盛り込むべき事項として追加させていただいた部分になります。資料10-1が条例に盛り込むべき事項、進歩管理委員会になっております。同じくホッチキスどめでつづられています資料10-2につきましましては、改正手続になっております。資料11が条例に盛り込むべき事項（区民検討会議案）国・他自治体等の連携になっております。

資料12が、条例に盛り込むべき事項三者案比較表ということで、新たに区民検討案が提示された部分について追加記載をさせていただいております。

続きまして、資料13が条例に盛り込むべき事項三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の議論を追記しております。

資料14から資料16が検討連絡会議の開催概要になっております。資料14が第33回ということで、前回未定稿の形で出しておりましたが、今回、内容が決定しましたので、改めて配付させていただいております。資料15が第34回の開催概要になっております。資料16が第35回の開催概要になっております。

配付資料につきましては、以上のとおりです。よろしくお願いたします。

辻山座長 ありがとうございます。資料はよろしいですね。

それでは、早速議題に入りますけれども、次第を見ていただきますと、大きく3つに分けてきょうはやるということです。1つ目が条例骨子案及びパブリックコメント等について、その中で1つは、パブリックコメントの実施に関する資料が確定しましたので、資料3、資料4及び資料5について、検討連絡会議事務局からの説明を求めます。

それから、2番目として、前回の検討連絡会議で「行政の役割と責務」のところを専門部会のほうで検討していただけるようにということをお願いをいたしました。その修正案が提示されておりますので、これは資料6でしたね、説明を受けて検討すると。

3つ目として、区民討議会の報告書及び区民アンケートの速報版が資料7、資料8で出ておりますので、事務局から説明を受けて、これを検討チームのほうへ引き継いでいくということをや

ります。

大きな2つ目は、条例に盛り込むべき事項のその他の項目、進行管理委員会及び改正手続、国・他自治体との連携について、区民検討会議案が示されておりますので、御報告を受けて議論をします。そして検討チームに引き継ぐということです。

大きな3つ目は、地域懇談会について、副座長会で進め方等について検討していただきましたので、その説明を受けていきたいと、こういうことでございます。

では、早速ですけれども、最初の条例骨子案及びパブリックコメント等について、資料3及び資料4、資料5に基づいて、事務局からの説明を受けます。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料3につきましては、「広報しんじゅく」7月15日号になっておりますので、先ほど御説明させていただいたとおりです。

パブリックコメントにつきましては、本日から8月11日までの期間で実施をいたします。パブリックコメント実施に当たりましては、お手元にお配りしている資料4並びに資料5、新宿区の各施設、出張所及び図書館、それから1階の区政情報センター、それから広聴担当課、企画政策課で配布いたします。また、本日、ホームページにも掲載いたしまして、ホームページからの意見もいただけるようになっております。お配りした資料につきましては、3、4を、5の冊子につきましては、色のついた冊子で、各出先機関を含めた設置場所に設置して、これは閲覧ということではなくて、配布させていただくという形をとらせていただきます。また、資料4の、最終ページに意見用紙がついていまして、基本的にはこの用紙を使って提出していただくわけですが、特に指定されたフォーマット以外でも、指定されている記述内容を網羅されていれば、それで受け付けるということになります。

今後、パブリックコメントでいただいた意見につきましては、それぞれ担当している区分の検討チームのほうにその資料を随時提示していただいて、回答書を作成していただいて、この検討連絡会議でその内容について諮るといって進めていきたいというふうに思っております。

事務局からは以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。御質問等ございましたら。

今の応答というか、回答というのは、いつの段階で公表というか知らせるんですか。その都度というような言い方をされましたけれども、お願いします。

事務局 回答につきましては、素案の作成時にあわせて一括で回答を公表いたします。ただし、時間の制約等ございますので、出てきたものから順次、各検討チームに引き渡して回答書の検討に入らせていただくというふうに考えております。

辻山座長 なるほど。

ほかにありませんか。

なければ、どのような意見が出てくるか、またその意見に対してそれぞれのチームで回答していただくという仕事が残っておりますので、大変ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それから、次は専門部会にお願いしておりました「行政の役割と責務」のところの文章の修正といひましようか、それをお願いしておりましたので、きょう御説明を受けたいと思います。どなたか。お願いします。

針谷委員 それでは、資料6でございますけれども、6月29日の検討連絡会議で専門部会のほうで宿題とさせていただいた部分でございます。

4番の「行政の役割と責務」の中で、総合的な計画を定めることが(2)に入っていて、また、財政基盤の確保が(2)、そして財政基盤の確立といったようなところで(4)とありましたけれども、これは行政機関一般には言えないのではないかとということで検討したところでございます。4番のところで書かれているのを全部出した上で、見え消しでさせていただいています。

まず、(2)ですけれども、公共サービスの提供に当たって、基本構想に基づいて総合的な計画を定めるのは、区の行政機関ではなく区長というふうにさせていただいております。につきましても、持続可能で健全な財政基盤を確保するのは、同じく区長ということにさせていただ

きました。

そこで、次の米印のところですが、主語が「区長」になったので、「区の行政機関の役割と責務」の中に置いておくのは厳しいということで、振り替えを考えたわけですが、ここで(2)で言い換えました「区長」については、区長の設置と役割というよりは、こちらはどちらかという人としての区長といった形になりますので、(4)の区政運営のほうに振り替えようということで、この後、2ページのほうで説明しますけれども、振り替えることとさせていただきます。

(4)の区政運営にまいりまして、のところで財政の健全化とか財政基盤の確立という表現がございましたので、こちら「区長」というふうに変えるということでございます。

そうしまして、米印でございますけれども、(4)では、従来の(2)全体を含めまして「その役割と～実現のため」となっていましたけれども、が(2)に振り替わるので文言を変えなくてはいけないということが出てきました。

次の米印ですが、(4)にありました情報と説明責任ですが、そちらを、議会のほうを改めて見てみますと、議会の責務の中に入っているということもありましたので、こちらの部分は(2)に振り替えたほうがわかりやすいのかなと思っております。

最後の米印ですが、(2)の財政基盤の関係のところですが、区政運営のところに持ってこようとするときに、もともとあった(4)の財政状況の公表にかかわるところの財政基盤のところと表現が大分かぶっているということで、これも改めなければならないとしまして、2ページをごらんください。4の「行政の役割と責務」で、(1)の区長の設置と役割はそのまま変わりませんが、(2)は区の行政機関の役割と責務で、はそのままでございます。新しくとなりましたのは、下に「修正前後の対応表」とございますが、その一番下の段、(4)を(2)にして、「情報、説明責任は議会も責務としているため、(2)に振り替える」ということで、新しくとさせていただきます。

(3)については変更がなく、(4)ですが、修正前後の対応表の修正前の(2)を(4)としまして、主語を区長に変えて、(4)区政運営に位置づけた上で、財政基盤の表現が財政状況の公表の部分と重なっているために、こちらののほうに一本化したところでございます。

次の文章は、従前の(2)でございますけれども、主語を区長に変えまして、こちらにとして持ってきたところでございます。

につきましては、もともとの区の行政機関の役割と責務の(2)が変更されましたので、「その役割～実現のため」というのを残しておくのがふさわしくないことを考えまして、その部分を削除したものでございます。

続いて、とにつきましては、順番が下がりましたけれども、文言の変更はございません。

新しくとなったものは、「区長は」と主語を変えた上で、財政基盤の表現についてはのほうに一本化しましたので、そこを削除しまして、「区長は、適切な方法で区の財政状況を公表する。」といったような形で、全体として4番の行政の役割と責務の部分を修正させていただいたものでございます。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。結構複雑な作業になってしまいましたね。

いかがでしょうか。

1つだけ、これは検討されましたか。(4)区政運営の財政状況の公表というのは、(2)、「区政運営に関する情報を分りやすく提供するとともに」というところで拾ってしまうという議論はなかったですか。

針谷委員 そういう意味では、ここではそれは考えなかったですね。

辻山座長 なるほど。もちろん、ずっと言ってきて最後にこれを置くというのは、僕は意味があるなという気はしているんですけども。

久保委員 内容はいいんですけども、(4)区政運営のまでの主語が、見た目というか、読み目でしたら、と並べて、としたほうが、主語が区長と行政機関になっていて、区長が、にあって、最後にまた区長がきて、文章上、何となくすとんといかない。財政状況の公表をどうしても一番最後に置かなきゃならない理由はなさそうなのが、どうせだったら、文章上、区長を並べて行政機関を並べたほうがいいような気がして伺っていたんですけども。

ども、その辺は検討された皆さんは何かお考えはありましたか。

財政状況の公表だから一番最後と、もう頭から決めつけているんだと思うんですが、感じとしては、僕は区長を並べて行政機関を並べるほうが文章としてはいいと思います。

辻山座長 どうですか。何かありましたか。

針谷委員 一応、並びとしましては時系列的な流れでは追っていきまして、そうすると、最初に財政基盤を確立して、基本計画を立ててというようなところへいったので、こうなってしまうけれども、それにとられる必要もないとすれば、文言をそろえたほうが見やすい、わかりやすいということであれば、特段、それはいいのかなと思います。

辻山座長 どうでしょうね。上消しと下線とか取って見たときに、やっぱり区長、区長ときて、区の行政機関になって、また区長というのは、ちょっと見た目が悪いかもしれないという感じは確かにありますね。

どうですか。差し支えなければこれを に持って行って、区の行政機関をそれぞれ一つずつ下げるといことにいたしましょうか。

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

そのほか何かありますか。

ないようですので、ではそのようにして、ここの整理は終わりということにいたしましょう。

針谷委員 同じ資料の3ページに、新しい提案なんですけれども、この修正をしているときにほかのところが目に入ったものですから、提案させていただきたいんですけれども、「区民の責務」のところ、その前に「区民の権利」というのがございまして、幾つかの権利がある中で、公共サービスを受ける権利ですとか、生涯にわたり学ぶ権利というようなことで定められていまして、区民も、住民だけでなく、さまざまな方々も入ってくるというようなことがわかってきたというようなところございまして、それらに対抗し得る文言を加えたいというのは、具体的に、例えば地方自治法で言いますと、第10条第2項で、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」というようなことが定められているところでございます。

今の区民の責務のほうは、言葉としましては、既に御存じのとおりですけれども、「区民は、この地とともに生きる者として、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」というようなことで、公共サービスを受ける権利ですとか、生涯にわたり学ぶ権利にどんな責任を分任するのかというところが入っていないようにも見受けられますので、案の1としましては、別にもう一文、「区民は、公共サービスに伴う負担を分任する」といったようなことを加えたらどうかというのが案の1でございます。

ところが、この案の1を入れますと、もともとあった文章と相当格調の高さが変わるかなという気もしていきまして、それで案の2を考えてみたんですけれども、原案の「お互いの自由と人格を尊重し」の後に、「自らの発言と行動に責任を持ち」というようなことを入れて、ここで責任を持つんだよというようなことを加えたらどうかということで、「公共サービスに伴う負担を分任する」という言葉と「自らの発言と行動に責任を持ち」という言葉が必ずしもイコールではないんですけれども、ニュアンスを込めたほうがいいのかと思って考えたところでございます。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。という御提案でしたけれども、どうでしょうか。

久保委員 案の1の公共サービスを分任する負担というのを具体的に何というふうに考えていらっしゃるんですか。集会室の利用料とかそういうことですか。

針谷委員 そういうものばかりではなくて、一方で、権利を定めるところで、公共サービスを受ける権利ですとか、生涯にわたり学ぶ権利というのを定めていますので、そうだとすれば、その権利だけではなくて、権利の前になるか後になるかわかりませんが、義務的なものがあるというのを定めておいたほうがいいのかと思ったところでございます。具体的に税金を取れとか、そういうことではありません。

久保委員 もう一度いいでしょうか。具体的に言いますと、早稲田の学生あるいは理科大学の学生

が新宿区内の学ぶ区民なんですけれども、この人たちが負担せよと想定しているのは、例えば何なんですか。図書館はただですよ。図書館料があるならわかるんですけども。

針谷委員 物質的なものとか金銭的なもので何々を負担するといったところからの考え方というよりは、例えば、働いている方も学ぶ方も、活動する方もそうですけれども、公共サービスを受ける権利があるじゃないかということがこの条例の中でも出てくるわけですね。そうしたときに、私たちが公共サービスを受ける権利を有しているんだから何々をしてほしいと言われたときに、一方で、何々をしてほしただけではなくて、いろんなことを分任するのは当然義務としてあるんですよというようなところの言葉を込めたほうがいいのかなというふうに思ったところでございます。

あざみ委員 案1は、4つの権利のうちの公共サービスを受ける権利に対する義務という考え方ですよ。それはそのとおりだと思うんですけども、ここだけ義務もあるんだよというのを特に言うということが、何か非常に意図を感じるというか、そういう気がするんです。

私は、1か2ということであれば2のほうが、4つの権利はあるけれども、責任を持ってくださいよというような言い方のほうが、4つある権利に対する言葉としてはふさわしいのかなと。

の公共サービスに対することだけ強調されるというのはいかがかなと。ただ、案2の「自らの」というのは、区民という総称というよりも、個人に対して言っているような感じがするので、一人ひとりに一々、責任持ってよ、責任持ってよというようなニュアンスにも感じるので、表現の仕方としてはどうかなという気は少しします。

樋口委員 私もそう思いました。今、御説明のあった意味からいって、「発言と行動に責任を持ち」ということで含まれると思いますし、この公共サービスに伴う負担を分任するという言い方は、分任という言葉はなじみがなくて、意味はわかりますけれども、そういうことよりも、むしろ「自らの発言と行動に責任を持ち」というほうがいいんじゃないかと思います。その「自らの」というのが、個人のということはあるかもしれませんが、まあいいのかなと、ほかに何か言葉があるかどうかということでは、そう思いました。

久保委員 「自らの」を取っても何も問題ないような気がします。例えば、「人格を尊重し、」の後、「自らの」を取って「発言と行動に責任を持ち」とずっと流れていっても、特に問題はないと思うんです。「自らの」という言葉はけんかのときに使われる言葉でして、「おまえ、そんなこと言うんだったら、てめえも責任持ってよ」とけんかのときに使われるんです、自らのというのは、だから、「自らの」というのは要らないと僕は思います。

それと、分任なんて言葉は確かにおかしい。普通は分担なんです。だけど、分担させるというと嫌がられると思って、分任という言葉を変えたけれども、同じ意味ですよ。

高野委員 実はこれは、区民検討会議で区民の責務の中で、ワークショップをやったときも、納税の義務だとか、受益者負担とか、そういう話が全部出てきております。それは当たり前だから入れるのはやめようよという話がありました。

それともう一つは、区民の責務の中においても、これは一文の中に含まれてはおりませんが、自分たちの発言に対して自分たちでちゃんと責任をとってこうよということは、この骨子案になる前からこの考え方はみんな持っていましたので、あえてここでまた復活して何というのが、逆にちょっといかがなものかなというような感じがします。ただし反対ではございません、「自らの発言と行動に責任を持ち」ということに関しては。

でも、本当から言うと、それを入れなかったということの理由があるわけだから、そうするとこの部分を入れたことによって何が生じるかということ、やっぱり言うだけではないぞということの戒めというか、そういうふうな言葉しか発想がないので、だからあえて入れなくていいんじゃないのというのが本音であります。

山田委員 私も大体皆さんと同じような考え方ですけども、要するに条例の中で文章を入れる、条文化するというのは、入れないことによって、例えば区民の権利が阻害されるとか、区民の義務が履行されないとかという、そういう言うならば危険性といいたいでしょうか、懸念がある場合に、入れなきゃだめだというふうに私は思うんです。

それで、公共サービスを受ける権利というのは、要するに区民の権利として明確にする必要が私はあるというふうに思うんです。しかし、一方の負担というのは、それはいろいろ言われまし

たけれども、結局、使用料とか、要するにサービスを受けることによって負担する対価なんだというふうに普通は思いますね。常識的に言うとそう思うわけですね。それは、ここで言わなければ区民の皆さんが負担をしないかという、決してそういうことはないわけです。そうだとするならば、私はあえて入れる必要はない。入れることによって特別な意味が生じるわけではないと思います。

それから、「自らの発言と行動に責任を持ち」ということですが、私は、当然、発言と行動については責任を持つというのが社会の大前提になっていますから、入れたからどうということでもないんだけれども、入れなければだめだということでもなさそうな気がします。

木全委員 私どもも、あえてということをごここで強調したいのは、区民の定義が非常に広範な定義に決まってきたということで、今まであいまいなまま使ってきたときには、負担というか、そういったことについての定義は定める必要はないのかなと思いましたが、広く新宿区に集まる人たちすべてを考えたときに、何か条例上では一つ決めておかないと、それなりの問題が出てくるんじゃないか。例えば、新宿区に来てサービスを受ける以上、新宿区のまちをきれいにする、あるいは新宿区のまちで発言してまちづくりをやっていくときには、そのことについてある一定程度の責任を果たしていってもらいたいということ、区民の定義が決まってきたところであえて、そういう意味では、公共サービスを受ける権利を有するというのは、ある意味当然ですというような、当然と思うのはそれぞれ人によって違うわけですから、そういった意味で言うと、幅広くいろんな方を区民の中に入れてたところで、一つ、そういったものに対する責任というのを入れておいたほうがいいのではないかとこのように考えたところです。

土屋委員 今の御意見を聞いてみると、とても行政の方がおっしゃることだなということで、すごく納得します。ただ、それはとても反対です。

前にここで区民の権利と責務のお話をしたときに、公共サービスを受ける権利には、それ相応の費用負担や、一緒に協働して公共サービスを担っていく、区民も担わなければならないのではないかとすることは、議論されたと思うんですけども、それはどのぐらいの費用負担であり、どのぐらい担わなきゃいけないのかというのが明確でない限り、載せないというふうにしたかお話は決まったと思うんですけども、ここで分任しなければならないとなると、どのぐらい負担しなければならないのか。一生懸命やらなきゃいけないのか、仕事をさしておいて、そっちのほうもやらなきゃいけないのか。だから、負担の分任があいまいなので、これは入れたら大変なことになるのではないかと思います。

それと、「自らの発言と行動に責任を持ち」ということなんですけれども、それをこの新宿区の憲法と言われる自治基本条例に載せてしまうと、責任を持たなきゃいけないんだったら発言するのをやめちゃうかなというふうには、区民で消極的な方は発言しなくなっちゃうと思うんです。だから、これは入れてはいけないものだとは私は考えますが、いかがでしょうか。

久保委員 今の土屋委員の御意見に基本的に賛成なんです。それで、特に、発言と行動というものに限って責任を持つという言葉は、やっぱりやめたほうがいいので、僕は行政のおっしゃる気持ちはよくわかるんです。議員をやっているから、皆さん片足を突っ込んできたからわかるんです。だから、僕は妥協して、「自らの発言と行動に」なんて言わないで、「人格を尊重し、互いに責任を持ち」という程度にあっさりしておけば、行動とか発言なんて具体的に言わないで、互いに責任を持とうよという呼びかけみたいなものにしておけば、財政的なものも入っちゃうんだよね。せめて集会室の利用料だけは払ってくださいよという意味にもなるんだけれども、発言と行動だけでは財政的なものは入ってきませんよ。

そしてまた、原案1も、区民の皆さんも議会の私たちが抵抗は最初から持っていたはずなんです。このことはあえて言うまいと、区民の責務という形で言うのはよそうよと、当然わかり切ったこととしようよということで、僕らはこの問題は最初に議論したはずなんです。

結論は、互いに責任を持とうよという程度なら、僕は、皆さんは違うかもしれないけれども、賛成していいと思っています。片足を突っ込んできたから。

小松委員 私は、互いに責任を持とうというと、相手にも言うから、みずからのことに関して言うのはいいけれども、互いに責任を持とうというのは突っ込み過ぎているなど。自分のことに関してはいいいんです、責任をとるのは。というふうにも思えるんですけども、みんなのことだからみんなで責任をとろうみたいな、そういう言い方はちょっといけないなという気がするんです。

大友委員 その後に、良好な地域社会の創出に努めるというふうな形で書いてあるとすると、それに努めるためには、みずからの発言と行動に責任を持つこともあるだろうし、そういう負担を分任するようなものも含んでいる。ただ、それを責任持てよとか、要するに負担しろよというふうな形でやるよりは、このような形のほうがいいのかなという感じが、創出に努めるというぐらいいのやわらかいほうがいいのかなという感じがするんですが、そのほうが責任の範囲が重くなるんじゃないか。いかがでしょうか。もっと広い意味で言っているということ。だから、良好な地域社会ということは、自分も参加してその責任を全うしなくちゃいけないんだというようなものも含まれているということでは、この中に入るような気がするんですけども、いかがでしょうか。

辻山座長 私も意見を言わせてもらおうと、今、大友委員が言ったように、ここの最後の良好な地域社会の創出に努めるというのは、幅広い責任を果たせとっていて、負担だけではなくて自分も汗を流せよということを行っているわけですよ。そういう理解でこの文章はつくってきたんじゃないかとな、確かに今思っております。

針谷委員 いろいろと皆さんの御意見もお伺いいたしまして、そういった意味では、「お互いの自由と人格を尊重し」の「尊重」の部分とか、今、大友委員がおっしゃられました良好な地域社会の創出に努めるというところで、そういう意味が含まれているんだというふうにとるという理解をさせていただくということであれば、きょうの提案は白紙撤回させていただきたいと思いません。

辻山座長 もちろん、この文言はあちこちの自治基本条例に入っているところもあります。そのときの議論は、やっぱり無責任な参加は困るという、参加の権利の裏返しのところで抑え込もうという意識なんですよ。それをこの新宿区では超越したというふうに考えて、何も触れておかないというのは一つの見識かなという気もいたします。

それでは、そういうことで処理をさせていただいて、先ほどの行政機関の役割のところと区政運営のところは、一応これで御報告いただいて、そのとおりということにいたしました。順序を入れ替えました。ということで、この議題については終わりにさせていただきたいと思えます。

それでは、次に、区民討議会の報告書と区民アンケート結果について、事務局のほうから説明を受けたいと思えます。

事務局 それでは、実施報告書がまとまりましたので、実施報告書の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、1ページ目、表紙をめくっていただきますと、「はじめに」ということで、辻山座長のほうから冒頭のところに記述をいただきました。

目次を見ていただきたいんですが、こちらの報告書につきましては本編と資料編から成っております。皆様にお配りしたものににつきましては、ちょうど間が分冊になっておりますけれども、その前の部分が本編、それから資料編が資料1から資料7までという形態をとっております。

それでは、「はじめに」のところの目次の1ページめくっていただきますと、1ページから4ページまでが自治基本条例制定の取り組みということで、これまで検討してきた経過につきまして記述がされております。

続きまして、5ページ、6ページ目が討議会の準備会の活動内容、5回までの準備会の検討内容になっております。

続きまして、7ページ目から12ページ目になりますけれども、こちらが区民討議会の実施概要ということで、6月19、20日に実施された区民討議会の概要、プログラム等を含めまして載せさせていただきます。

続きまして、13ページから28ページ、こちらが報告書の主たる内容になっておりますが、討議会結果の要約になっております。この要約の作成につきましては、資料編の資料2のページで申し上げますと36から95ページまで、こちらが各班で検討されたそれぞれの討議結果になっております。これを集約したものが、今申し上げた項番4の討議結果の要約という形になっております。

したがって、今後、この報告書を素案作成に反映させていただくべき箇所としましては、この4の討議結果の要約の内容をごらんいただいて、今後、素案に反映すべきものは素案に組み入れるという形にさせていただきたいと思えます。

それでは、討議結果の要約の部分を使いまして、主に特徴的な部分だけ事務局のほうから申し上げさせていただきます。

まず、第1回討議の自治基本条例の理念のところ、13ページ以下になりますけれども、こちらのほうはAグループ、Bグループという形で区別されておりますけれども、討議会は2つのグループに分かれて、それぞれのグループを分けた形で意見を取りまとめさせていただいております。

まず、Aグループのほうを見ますと、日常生活の中で安全・安心に関してこの理念の中に盛り込むべきではないかという意見が出されております。また、区民の定義のところでは、Aグループののところ、「区民」に含まれる範囲に疑問があると。それから、Bグループでは、ののところ、区民の定義という形で、多くの意見をお寄せいただいておりますけれども、実際中身を見ますと、Aグループのほうは、区民の範囲に含まれる範囲が広過ぎるということで意見が出されているのに対して、Bグループのほうでは、骨子案の中に掲げられている区民の定義を踏まえた上で、その定義をはっきりと理念の中に盛り込んだらいいのではないかというような意見で、同じ区民の定義という言葉で書かれていますけれども、その内容には差異がございます。

したがって、今後検討する際には、こちらの要約と、それから先ほど資料編につけられています各班の討議内容、こちらのほうも双方見ながら、それぞれの意見についてはごらんいただければというふうに思っております。

続きまして、第2回の討議テーマである「区民の権利と責務」、15ページ以下になります。こちらにつきましては、区民の権利として、知る権利に盛り込むべきというような意見が多数出ております。また、その中には、やはりAグループの中では、区民の定義をはっきりする必要があるといったような意見も出されております。

そして、権利の中に、理念にも上がっておりますけれども、安全・安心に暮らす権利について、その辺も区民の権利としてうたうべきではないかといったような意見も出されております。

続きまして、責務のほうにいきます。17、18ページに記述がございます。

こちらにつきましては、大枠、骨子案に盛り込まれた区民の責務ということで、皆さんの御同意が得られているというふうに見受けられます。ただ、特徴的なところとしまして、区政に参加する、ここの部分を責務としてとらえるべきといったような意見がAグループの中では出されているというところが特徴的なところだと思います。

続きまして、19、20ページの住民投票に移らせていただきます。

住民投票につきましては、それぞれ想定される重要な課題につきましては、内容につきましては多数に分散されております。1例、2例挙げますと、都市の問題、例えばカジノとかごみとか、または合併、そういった場合については、住民投票を実施すべきという意見が両方から出されておりました。

また、特徴的なところとして、制度のところについて、Aグループではののところ、それからBグループではのところが、制度について書かれている内容です。具体的な中身を見ますと、区全体ではなくて、もう少し小さいな範囲で住民投票について実施できないのかといったような意見が出されております。これはよくよく中身を見ますと、身近な課題については、区民が参加しないし参画していくべきではないかという視点から、そういった意見が出されたということが推察されました。

それでは、さらにめくっていただいて、議会の役割のところなんですが、こちらにつきましては、区民の意思を反映する仕組み、その辺につきまして多くの意見が出されております。意見を吸い上げる仕組みとして、何かパイプ的な機能、役割とか、あるいは場の設置、そういったものが必要ではないかといったような具体的な中身を見ますとそのような記述になっておりました。

それ以外につきましては、基本的には骨子案の内容について、それで御理解いただけるといったような意見も多数出されておりました。

それともう一つ、同じく区民と議会または議員との距離感、その辺についてももう少し縮める必要があるのではないかといったような意見も多数出されておりました。

次に23、24ページが行政の役割というところになります。

こちらにつきましては、行政に対する効率性の向上、それからサービスの内容の充実、そういったサービスのスピード感、そういったものも含めた形で挙げられておりました。

そして、最後に25ページ以下が地域自治組織についての記述になっております。こちらにつきましては、安全・安心なまちづくりに関する、そういったテーマにおいて地域自治組織に参加したいといったような御意見が多く出されております。また、地域のイベントやお祭り、そういった開催について、参加していくべきだといったような意見も多数出されております。

そして、最後に27、28ページが、そういった地域自治組織にどうしたら多くの人が参加することができるかといったところについての各グループごとの記述になっております。

これにつきましては、地域自治組織を広く知らせる必要がある。いろんな手法を使って広く知らせるべきではないかといったこと。それから、参加する場合に、何がメリットなのかということ

ころを明確にするといったような意見も多数出されておりました。

以上が、それぞれ各グループから出された討議結果の要約の内容になっております。
続きまして、区民アンケートについて説明いたします。

事務局 では、資料8を使いまして、区民アンケートのほうの説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは、表紙ですけれども、速報の形で標本数2,500件のうち回収数915件、回収率で36.6%でございます。6月4日から6月25日まで実施しておりますが、実際はそれよりおくれて到着した分も若干取り込んでおまして、6月30日到着分までは取り込むことができました。その結果がこの915件です。

1ページめくっていただきますと、各問いの数字になっております。一番上、点線で囲まれている部分、この速報版の読み方ということで、凡例をつけさせていただきました。

まず、各問いの設問なんですけれども、要約した形で表現させていただいております。その後、二重括弧になっている部分、各設問で幾つまで回答してよいかということをお知らせしております。その後ろ、区分Aというような表示がそれぞれ、AだったりBだったり、区分という表示がついている問いがございます。これらにつきましては、これまで各検討チームで担当していただいている区分をお知らせしているところでございます。また、この表の下のほうに2つ数字が並んでいるところは、それぞれ回答数と回答比率をお知らせしているところでございます。

それでは、問1から順に特徴的なところを少し御紹介していきたいと思っております。

問1と問2は、いずれも自治基本条例そのものの認知度もしくは新宿区がそういった条例制定に向かって取り組んでいることを知っているかというような問いでございます。ここで挙げられている数字の評価はさまざまかと思うんですけれども、作問検討会の中で議論していた感じよりは高い周知度が見受けられるのかなと思っております。

続いて問3です。新宿区の自治の基本的な考え方として大切だということという質問なんです。回答は2つまでという問いかけになっております。回答は2つまでの問いかけなんです。主に3つ高い数字が出ています。1つが一番左側、区民が自治の主役ということ。それから、1つ飛ばしまして情報の公開・共有、また1つ飛ばしまして区民と区の協働によるまちづくり、こういったところがいずれも40%を超えた形で高い数字をお知らせしているところでございます。

続いて2ページでございます。問4と問4-1、これは2つで1つの質問の形になっております。まず問4のほうは、「自治の基本ルール」として条例の中に定めておくべきこととして、幾つでも挙げて結構ですというような形で問いかけてございます。一番多かったのは区民の権利と責務を決めようということです。2番目が、真中より少し後ろのほうになります。財政の健全性の確保というところが高い数字をお知らせしております。3番目が、前から3つ目、区の役割と責務、こういったことは条例の中に定めておくべきだろうと、このあたりまでが半数以上の方が答えられているところでございます。

一方、同じ設問肢を1つだけ、どれが最も重要ですかというふうな問いかけの仕方に変えますと、1位と2位は変わらないです。区民の権利と責務が1位で、2位が財政の健全性の確保になります。3位が変わってきまして、区政への市民参加の仕組みというところが、僅差ではありますが、区の役割と責務より上位になります。

また、少し右のほうに目を移していただくと、区民との情報の共有8.2%というような形で、これも僅差ではございますが、区の役割と責務より高い数字をお知らせしているところでございます。

続いて問5です。これは区民の定義を少し意識した設問で、区のまちづくりの担い手だと思ふものを幾つでも挙げてくださいという問いになっております。こちらは、1番は当然、一番左側にございます新宿区に住んでいる人なんです。そのほか、真ん中にございます区で活動している人や団体、それから区で事業を行っている事業者、この2つの設問肢についても半数以上の方がそうだとお答えになっています。また、新宿区で働いている人という選択肢についても、4割以上の方がそうだというふうにお答えになっているところが特徴的なところかと思っております。

続いて問6です。こちらは回答は2つまでという選択の問題になってございまして、上位2つが大きい数字を占めております。区政の情報を知る権利、それから3つ目にあります公共サービスを受ける権利、この2つが非常に高い数字を示しております。

続いて3ページでございます。問7です。今度は区民の役割について問うた質問でございます。こちら回答は2つまででございます。こちらは、一番高いのが良好な生活環境の保全に努めることでございます。2位、3位が僅差で、公共の福祉やまちの将来に配慮すること及び区と協働してまちづくりを推進すること、この2つの選択肢がそれぞれ30%強というふうなところでほぼ並んでいるような数字でございます。

問8は、今度は区の役割でございます。これも回答は2つなんですが、1位は区政運営の透明性を確保することです。2位、3位が僅差でございます。効率的な区政運営ということと、協働してまちづくりを推進すること、この2つが2位、3位で分かれるところでございます。

続いて問9、今度は議会の役割について、これも回答は2つということで聞いております。これは上位2つが数字が大きくございまして、区民の声を反映することと、地域課題を的確に把握することの2つでございます。

4ページにまいります。こちらは問10、今度は、アンケートにお答えいただいた御自身がどういった方法でなら区政に参加したいと思えますかというような問いかけになってございます。幾つでも回答していいことになってございますが、一番高かったのがアンケートに回答すること。あとは余り高い数字ではないんですけども、右から3つ目の区への意見提出、それから事業参加みたいところが続いております。

問11は、区の自治を考えると、区政参加の仕組みとしてどのような仕組みが重要と考えますかというような問いかけでございます。こちらは、左から順に広報紙やホームページの充実、情報公開や個人情報保護、それからパブリックコメント制度といったところが半数を超えたスコアを示しております。

次に、問12と問12-1はセットの問題になってございまして、地域自治を推進していくことで解決することがふさわしいと思うようなことはどういったことですかという問いです。これは、先ほどと同じで、問12は幾つでも答えていいですよとして、問12-1では、その中でどれが最もふさわしいと考えるか、1つ選んでくださいというような問いかけになってございますが、いずれも1位、2位、3位が共通しておりまして、地域の安全・安心、災害時の対応、それから高齢者・障害者の生活支援といったところが高い数字を示しているところでございます。

続いて5ページでございます。問13は、この自治基本条例の制定をどうやって知らせたいと思えますかという問いになっております。一番高い数字を示しましたのが広報紙、それからホームページが続いております。

問14がこの条例制定による効果としてどんなことがあると思えますかという質問で、これは40%台で3つ回答がございまして、選択肢の左から順に、自治意識や地域コミュニティ意識が高まるということ、それから区民の役割が明確になって活発な参加が得られるのではないかとということ、それから区の役割が明確になってわかりやすい区政運営が行われるのではないかとといったところが高い数字を示しているところでございます。

以下のページ以降は回答者の属性でございます。こちらについては、F3という質問のところ、比較的高い年齢の方に多くお答えいただいているのかなと思います。それから、F5という質問がその次のページにございまして、居住年数が長い方から多くの回答が寄せられたというような傾向があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上、各設問の特徴的なところを申し上げましたが、先ほどの区民討議会の報告もそそうなんですけれども、各チームでの検討の資料としていただければと思っているところでございます。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

では、区民討議会と区民アンケートを通して、何か御質問、御意見があれば、どうぞ。

久保委員 討議会報告書とアンケートを聞かせてもらって、アンケートのほうは非常に参考になりました。

以上です。

辻山座長 私もこの数字を見ながら、余り手を入れなくてもいいんじゃないかみたいな感じで、かなり盛り込まれているなという感じを受けましたですね。

どうぞ。

斉藤委員 これは感じたことなんですけれども、アンケートのほうで問8と問10がありますね。問8では、「区民と協働してまちづくりを推進すること」38.8%、これが2番目ですね。1番目が65.9%で区政運営の透明性。問10のところで、区の自治を考えると区政へ参加したい方法として区民アンケートが一番多い。ということは、協働してまちづくりという、この答えは一体何だったのかなというのが不思議でしようがないと思ったんです。やはりアンケートはその場ですぐ答えられるから、一番参加しやすいというのはわかるんですけども、協働してまちづくり

の意識があるのに、もう少しほかの答えが出てきてもよかったのかなというのがありますね。ちょっとこの辺が不思議なところだなと思いました。

辻山座長 なるほど。しかし、答えている人の実数は余り変わらないですよ。前のほうが355名で、後ろのほう、例えば区が実施する事業というのは266名というので、回答数が多い分だけアンケートに引っ張られたかなという感じはありますね。でも、私はこんなにも、やってもらうことを中心に生きているんじゃないんだというデータを見たのは久しぶりで、自分たちもやろうという、かかわっていこうというのが随所に見えていて、なるほどなと思いました。

そのほか感想などあれば出していただいて。

これは区分が書かれていますので、この区分に該当するところが一度、自分たちのこれまでの骨子案の作業と照らし合わせて検討していただくということになるわけですね。そう考えてよろしいですか。

事務局 一応、報告書とアンケートのそれぞれの担当のところにつきましては、本日お配りした資料1をごらんいただきたいんですけども、一番右側の欄になりますが、それぞれ報告書のテーマのところの担当チーム及びアンケートの設問肢に関する担当チームを記述させていただいておりますので、こちらのほうをごらんいただいて、どこが担当かということの御確認をいただければと思います。よろしくをお願いします。

辻山座長 大変準備がよろしいことで、できておりましたね。

ということで、ほかに御意見がなければ、この作業チーム担当表に沿ってひとつ御検討をお願いしたいというふうに思います。

どうぞ。

事務局 報告書なんですけど、本日お配りした報告書の本編のほうは、2の準備会の活動を除いた部分、それから資料編が資料3の参加者の属性と参加者名簿を加えた部分で、概要版を作成いたします。概要版につきましては、地域懇談会に間に合うような形で作成しまして、8月の地域懇談会のときにその概要版を配付させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

辻山座長 わかりました。

ちょっと聞き忘れたんですけども、この区民アンケートは、アンケートをお願いするときに骨子案をつけているんですか。

事務局 アンケートのほうは、作問検討会の中でも骨子案そのものはそんなに意識しないでつくっています。また、各アンケートにも同封はしておりません。

辻山座長 なるほど。その割にはどんぴしゃみたい。わかりました。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、大きなテーマの議題の2つ目に入ろうと思いますが、これはこれまで進めてきた盛り込むべき事項についての議論です。

最初にといいましょうか、区分Jその他、区分H条例の見直し等、区分I国や他自治体との関係について、それぞれ検討していきたいと思いますが、これは区民検討会議のほうで。

お願いいたします。

高野委員 それでは、資料9の横書きにされているものをごらんいただきたいと思います。

区民案に関しては、盛り込みたい事項ということでお話しします。

「子どもは、次世代の担い手として育つ権利を有する」、「子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する」と。子どもは区民であるが、次世代の担い手としてあえて子どもについて想定したいということで、まず考えたということが1つあります。

それからあと、年齢に応じて区政に参加する権利を有するとか、いろんな形で参加権を盛り込むかどうかということでもちょっと話し合いをしています。そこで、年齢に応じた趣旨を踏まえた上で、「社会の一員として」という表記をしたということが1つポイントになりまして、説明いたしました。

次は資料10-1になります。ここは、まず検討項目の18になりまして、ここの部分は、進行管

理委員会という項目名で立てております。ここは、盛り込むべき事項を読みますが、「区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する 委員会を設置する」、「委員会に関することは別に条例に定める」というところで、ここでは、自治基本条例を三者でつくり上げているわけですから、構成員もこの三者とするべきであるということを討議しました。

それと、ある意味で役割ですね、委員会の役割を整理して、この委員会はこういうことをするべきだ、ああいうことをするべきだということが、実は話し合いが出てきたんですが、それはある意味で、どういう形でつくっていくのかということ、その委員会にゆだねるのが妥当ではないかという考え方もあって、そういう形にしました。

実はこの前に、この討議に落ちつく前に、2つの組織をつくらうという考え方がありました。これは、まず絶えず何年かごとに見直しをするという委員会があって、こういうことが必要だねといったときにあえてそれを、条例の見直しをする委員会というふうな流れの2つの委員会という形を想定しましたが、考えてみると、それを二分化するということは、どこまでの権利だとか、いわゆる分掌ですね、その辺が不明確になるから、ここはネーミングにはこだわっておりませんが、委員会というふうな形で1つに絞っていったらいいのではないかとということにみんながまとまりました。

この中でもう一つお話ししなければいけないことは、例えば、委員会の提言がなくても、区長とか議会からの改正の発議は可能にしなきゃいけないよねということも話し合いをしました。一応そんなことです。

辻山座長 あと、資料9の教育のところは。

高野委員 この間やった。

辻山座長 そうか。この間1回やってもらいましたね。

高野委員 もう一回読みますか。よろしいですか。

では、資料がもう一つついておりますので、資料10-2というのがございまして、これは改正手続というところで、ここでは盛り込む事項がないということでお示ししておりますが、この中の見直しの時期についてとか、先ほど申し上げました改正を検討する委員会とか、いろんな役割とかというのがありましたが、この部分は、進行管理委員会という委員会のほうで全部この辺のところはやるべきであろうということで、ここは盛り込むのはやめようということになりました。

辻山座長 ありがとうございます。

では、他自治体とかのやつはちょっと置いておいて、今お伺いした2件について御意見を伺いしましょう。どなたからでもどうぞ。

あざみ委員 子どもの(1)の「次世代の担い手として育つ権利を有する」というところなんです、子どもは次世代ですよ。 「次世代の担い手」というのは、子どもは次の世代に行く、その次世代の中でも何かの担い手ということをお願いしたいんですよ。これは自治の担い手ですよ、きつと。

辻山座長 次世代そのものを担っちゃったら、自分で自分を背負っちゃうからね。

あざみ委員 何か妙な日本語になっているかなという、言葉上ちょっと妙な感じがします。意図していることがもっと明確に、上と多分絡むと思うんですけども。

高野委員 これのものの文は、実は主語が「子どもは」ということにしたことによって、御指摘のとおり文面になっていると思いますが、前に検討した内容としては、「区は」という文章になっていて、次世代の担い手として子どもの権利保障に努めなければならないというふうな流れが最初にあって、それを受けて、次世代の担い手というのは、子どもは区民であるから、次世代の担い手としてあえて子どもを提起したいというところで、この担い手というのが、御指摘のとおり自治の担い手とか、いろんな担い手というがあるので、それをいっぱい掲げると見えにくくなるので、一応、次世代の担い手と。

もう一つは、簡単に言うと、こういう言葉を入れると少しなじむというか、それなりに聞こえ

るのではないかという部分も、もしかするとあるのではないかというふうには感じられます。これは余談ですけれども。

あざみ委員 「次世代の担い手として育つ権利を有する」と、「権利」と書いてくれているんですけども、すごく義務に読めてしまうというんでしょうか、あなたたちは担い手になることができるから頑張っただけで育ちなさいよと、担い手になりなさいよと言っているかのように、私は前回、教育のところでもちょっと言ったんですけども、どうも子どもにそれを担わせようとしている大人目線の、上から目線的なものをどうしても感じてしまうんですけども、担い手にならなきゃいけないのかな。どうなんでしょうか。

高野委員 答えになっていないと思いますが、先ほど話したような形で、年齢に応じて区政に参加するという部分があるので、その部分が、本当は一文でもいいのかなというところがあって、意図的に同じ文言の中に2つの項目は入れるべきではないということをあえて二分化したことによって、無理無理の文言になっている可能性もなきにしもあらずなんですけど、ここでは本当に子どもをいろんな形で、前回も出た教育の問題としても、例えば大人という形より、子どもは人間として権利を有しているわけだから、そこで子どもがいろんな発言、あるいは参加してくる、いろんな形で、一つの社会人として参加してこれるところを尊重しようよというところがねらいであって、うまい文言でちゃんと整理していただけると、もうちょっとその部分がわかりやすくなるのかなという感じがしています。

あざみ委員 私は、結論から言えば1番はなくていいと。2番で、今、高野委員がおっしゃったことはきちんと含まれているというか、これがあればいいんじゃないかというふうに思います。

土屋委員 区民で検討したときに、子どもの権利として4つの権利があります。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。それで、育つ権利といたら、そこに当然、生きる権利も入るし、守られる権利も入るんじゃないかということで、育つ権利と参加する権利の2つをここでは盛り込みたいという思いが区民側の意見なんです。だから、育つ権利というのは、この文は適当ではないかもしれませんが、参加する権利だけではなくて、育つ権利もあるんだよということは、必ずここには入れたいと思いますが、いかがですか。

あざみ委員 育つ権利ということで言えば、本当に育つ権利は必要だと思うんですけども、権利というよりは、育つ環境を整える義務が大人側にあるということをおっしゃったほうがいいのかと、どちらかというところ。

土屋委員 区民側も結局はそういうことだったんです。だから、一番最初に高野委員が先ほどもおっしゃったように、区は次世代の担い手としての子どもの権利保障に努めなければならないと、最初に区の責任というところで私たちは考えていたんですけども、ここは検討項目というか、項目が「子ども」となっていたので、主語は子どもにしたほうがわかりやすいんじゃないかというところ、それでこんな文章になってしまったんですね。だから、主語が、区であり大人、大人というのはあれですけども、そのほうがわかりやすいのであれば、そのほうが私もいいのではないかと思います。

小松委員 例えば1と2で考えると、「子どもは、次世代の担い手」というと、社会の一員という下の2のところと相反するような、子どもは現社会でも担い手であるということにおいては、先ほどあざみ委員がおっしゃっている次世代という枠に入れてしまうこと自体が、大人の思い上がりであって、そういう大人に左右されないで子どもは生きる権利があるんだよということをおっしゃりたいんだと思うんですが、例えば独立した人格として育つ権利を有するとか、そういったことをおっしゃりたいんだと思う。それは大人が与えるというよりは、大人が環境を整えるというよりは、子ども自身、そういうものを持っているんだよということを高らかに宣言しようという意味合いだろうと思いますから、この1と2だと、これは矛盾する文言になっているなと思うんです。

辻山座長 どうでしょうか。

山田委員 文言はともかくとして、私は、子どもの規定を何らかの形で自治基本条例の中に入れ

るというのは非常に大事なことだと思うんです。それは、要するにこの地域の自治をどうするかという、そういう観点での子どもの位置づけだというふうに思うんです。その場合に、子どもは子どもとしての年齢に応じて意見を表明する権利があるわけで、それを保障していくかというのが大事だし、また、子どものそういう意見は、今まで大人は、言うならば無視をしてきたと思うんですけれども、きちんとこの社会の中で受けとめていく。その地域の自治の発展に子どもの声をつないでいくという、そういうことが大事だし、条例として盛るということだったら、そこがきちんとしなきゃだめだというふうに思うんです。

それで、恐らくそういう議論が区民会議の中でもあったというふうに思いますけれども、条文としては私はもうちょっと、例えば、子どもの権利条約を1994年に日本は批准しているわけですが、意思表明権というのがきちんと条約の中にはあるんですね。そこをきちんと受けとめて自治基本条例をつくるという、そういうことが必要だというふうに思いますし、そうだとするならば、この中ではそういうところまで読み取れない。ただ文章として条文の中にあるというだけで、果たしてこれが効力を発揮するかどうかということになると、非常に怪しいものだと思います。

もっと具体的に、例えば関連条例をつくる。文章はともかくとして、権利条約を受けとめて関連条例を新宿区らしいものをつくっていくという、そういうことであるならば、子どもの発言権とか意思表明権は保障されることになるわけだけれども、これだけだと私は、文言をどう修正しても非常に不十分だというふうに思います。ただ、大事なことであるという認識はあります。

久保委員 似たような認識の人が出てきたので、勇気を出して言います。

僕は、自治基本条例で子どもを取り上げることは、結論から言って反対なんです。もっともっと、3年も時間があるならとことん、子どもは命の象徴だし、すべての権利、あらゆる権利と幸せが与えられるべき存在なんです。こういう子どもの問題を自治基本条例の中で1行、2行で書くべきではないんだと。あくまでも目的は、新宿区子ども条例というのをつくるための何かをここで討議すべきであって、わずかな言葉で子どもの問題を扱うことは時間がなさ過ぎるし、また、自治基本条例の全体の中でいったら、どうしたって数行にしかならない。その数行でまとめられるような性格のものではないと僕は思っているから、あくまでも新宿区子ども条例をつくらうという、何かうまい考えはないでしょうか、ここでの論議で。

高野委員 お二方からの御指摘はそのとおりで、実はこの区民会議の中においても、子ども憲章があるわけだから、子ども条例というの視野に置いてつくるべきだという話が討議がありました。ただ、ここで子どもの権利のところは、まだ4時間ぐらいしか話し合いができていないので、御指摘のとおり十分な話し合いはできていないことと、それから、ある意味で子どものことと教育の部門が二分化していますけれども、この辺も一つで考えていくのも一つの考えなのかもしれない。ただ、今ここで何でもかんでも別の条例に定めるというのがいいんだろうかというところは、区民検討会議の中においてもあったので、あえてそれは入れなかったということが事実であります。

樋口委員 今、高野委員がおっしゃったとおりなんです。それで、日本で権利条約の批准はなかったけれども、やっぱり国の施策としても進んでいないところもあるし、一方では子どもの環境はどんどんひどくなっているしというところでは、ぜひ新宿区にそういう条例をとすることを訴えるためにも、不十分かもしれませんが、自治基本条例の中にこのことを1行、2行でもいいから入れておきたいと、そういう思いが区民検討会議ではあった。ですので、言われてみれば、確かにちょっと文言としてあれかなと思うところはあるんですけれども、先ほど久保委員が、それに足りるものではないとおっしゃったことは重々わかった上で、やっぱり1つ入れておきたいということだったと思います。

辻山座長 それと、形式論で言うと、「別に条例の定めるところにより」と書かなくても、「権利を有する」と書いてあったら、その権利を保障するために条例をつくるのは、その後の議会とか行政とか、もちろん区民もですけれども、責任というふうに受けとめるべきなので、確かに僕も、自治基本条例に「別に条例で定める」「別に条例で定める」というのが余りたくさんあると、必ずこれは条例をすぐつくるんだよというものの以外は、書かなくてもいいんじゃないかとは思っているんですが、そういう意味では、権利を宣言しておいて、その権利をどう具体的に保障していくかということが宿題になるぞという、そういう位置づけでも可能だと思いますね。

どうしましょう。いろんな意見が出たので、その意見を引き受けて検討チームにという、ち

よっときつい感じがいたしますけれども。

小松委員 検討チーム2で賛成です。

辻山座長 そうですか。ではこれは検討チーム2ということで。ただ、盛り込むべき事項の文言にこだわらずにということを入れておかないと、これに拘束されるとよっときついかもしれませんので。

教育は別でしょう。教育も同じところか。同じですね。教育のことについても御意見を伺います。前回報告を受けただけで終わっていますので。

山田委員 子どものことですが、作業チーム2でやるんだと思うんですけれども、なかなか大変なことだと思うんです。

それで、(2)の「子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する」というのは、私は余りにも漠然としていて、とらえどころがないような気がするんです。したがって、別条例に定めるということを入れるかどうかは別にして、基本的には日本が批准している子どもの権利条約をどう受けとめるかという、受けとめるということを前提にするならば、その骨子とも言える意見表明権みたいなものは、ここの文章に入れて考えてもらったほうが、検討チームも検討しやすいんじゃないかというふうに思うんです。

それで、例えば「子どもは、社会の一員として意見を表明する権利を有し、区政に参加する権利を有する」というふうに、意見を表明するというを権利として検討してもらったほうが、要するに自治基本条例ができた後、具体的なそれに関連するような作業がしやすいと。これだけだとちょっと弱過ぎるような気がするんです。意見を表明するという、そこも文章上含めたほうがいいのではないかというふうに思いました。

辻山座長 ということです。権利条約のキーワードですからね。

根本委員 作業チーム2にくるというふうには思っていなかったのですが、難しいところと思ったけれども、2にくるんだら、私も2だから聞いておかなきゃいけないんですけれども、前回、教育については報告の上で、ここにこういうことを書き込むのはいかがなものかという意見がありましたよね。それが1つ、これはどうしたらいいんですかというのと、もう一つは、区政に参加するというのは、未成年が政治に参加するというふうにとられやしないかということと言うと、いろんな意見が出やしないかというふうに思うんですけれども、それは聞いておきたいんです。まとめてきて、またいろいろ言われて持ち帰りになるというのは、区政に参加するというのは、どうなんですか。未熟というか、いろんな理解があると思うんですけれども。

樋口委員 先ほども年齢に応じてというのを一言入れたと思いますけれども、それはもちろん、20歳以上の参加というものは、当然、選挙権もないわけですから。ただ、区民検討会議でもあったと思いますけれども、子どもに直接かわる区政の問題がありますよね。例えば公園の問題とか学校のこととか、そういうときに、自分たちがこういう公園が欲しいとか、こういう施設が欲しいとか、従来で言えばそれこそ大人サイドがつくって与えられたというものを、自分たちがそこで、今、山田委員がおっしゃった意見表明権、区政に参加するというのは、具体的に言えば私も意見表明権だと思うんですけれども、そういう意味での区政に参加というふうにとらえて話をしてきましたけれども。

根本委員 意見表明権と区政に参加するというのは随分違うような気がするんです、解釈としては。我々が今、自治基本条例の中での区政への参加というのは、相当政治的な意味というか、今までの議論で言えばね。そこで同じ言葉で区政に参加する権利を有するというふうに言うというのは、いかがなものかというふうに、非常に微妙なこと。

もう一つ、教育については相当議論になったというふうに思うんですけれども、そのところで作業チーム2に、樋口委員と土屋委員と私に預けられてもなかなか大変だなと。

高野委員 本来、教育の話から子どもの話に関連しての話なんですけれども、家庭・地域・学校の連携によって自治の担い手をはぐくむという話が教育のほうでいろんな形で表現したと思います。ただ、それは子どもが、例えば少しまちのことに参加することは、これは区政に対する参加というとならえ方も一部あるだろうと。だから、大人が考えた区政参画というのと、子どもが、例

えば今出た公園だとか、それから子どもの意見を聞こうということで、大人が子どもたちの意見を聞いて、これはどういうふうにしようかということを知るのも参加になりますよね。

そうすると、そういう参加の仕方もあるし、それで、子どもの意見を100%とるか、全くとらないかは、これは大人と子どもの話し合いになるけれども、そういうところに参加してくるということによって、区民として新宿区に生きているわけですから、そこで区政に関心を持ってもらうというところが一つのねらいであるので、本当の意味で、行政がおかしい、議会がおかしい、区民はもっとこうやるべきだということを子どもに言わせるということではないので、その辺だけ誤解していただきたくないというふうに感じています。そのことによって、教育というものと子どもの部分をどういう形でミックスして表現していただけるかというか、それを骨子の中に盛り込ませてもらえないだろうかというところが切なる思いで今お話ししました。

山田委員 子どもの自治基本条例における条文化ということでは、ニセコ町が盛り込んでいるんですね。ちょっと参考になると思いますので、読み上げますけれども、これは満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利ということで、第11条に規定されているんですけれども、「満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。」ということを行っている。それで解説では、要するに子どもの声をきちんと聞いて、大人はその声を活かすという、そういう基本的な立場に立ってまちづくりを進めるべきだと、そういう意味での参加なんだよということ、私は、ここで言う参加というのはまさにそうだと思うんです。だから、こういうことを参考にしながら検討してもらったほうがいいんじゃないか。

それから、教育について言うと、これから議論になるのかどうか分かりませんが、この間の話だと、座長も指摘されましたけれども、教育というのは非常に重要だというふうに思いますが、どちらかという個別の課題なわけですね。福祉の問題もあるし、環境の問題もあるし、その他いろいろある、区政の中では。しかし、それぞれ重要だというふうに思うんだけど、教育だけ取り上げて条文化するというのは、何か特別の意味合いが必要だと。

私は、教育の重要性はもちろんわかりますけれども、環境に比べてどうか、福祉に比べてどうかということではないと思いますから、ここで自治基本条例の中に教育に関する条文を盛り込むというのは、いかがかなというふうに思います。

辻山座長 どうでしょうか。率直に僕は、政治的権利というか、まちづくりとかという公的な意見形成などに参加していく権利というような側面が強くて、子どもの一番保障してほしい権利は、ひもじくなくて、健康で健やかに生きる権利ということだと思うんです。それを、例えば教育のときに、自治の担い手に資するような教育をちゃんとやろうと言うんだけど、それは戦前の日本国もやったんだ、日本国を支える国民をつくるという教育を。それとどこかで何かすれ違うような気がして、本当に子どもたちが自治の担い手になるべく生まれてきたんだろうかと思うと、それはちょっと押しつけではないかという感じもあってね。

小松委員 しかしながら、ここに子どもと教育を入れるということは、ある面はとても大きなことだと思うんです。新宿区というまちにおいては、ニセコ町とは比べ物にならないほど、若い子どもが自分の意思でこのまちで遊べるか。子どもがすくすくと育っていてももらえる環境というのが、新宿区の社会の繁栄とてんびんにかけて、どちらを選ぶか。子どもは公園で遊んだらいいんだよと。そんなものではなくて、自分の家の前から公園まで1人で遊びに5歳の子どもが行かれるまちだろうかという、やっぱり一つの物差しをつくる意味で、自治基本条例、そんなことを言うんだったら田舎に行きたまえなんて、こういうことではなくて、このまちの中で子どもたちが育っていける。あるいは大きな繁華街を抱えている新宿区だけれども、このまちで育っていく子どもにとっては、すべてが教育的環境という意味において、大人が学校で与えるもの以外、すべて子どもにとっては教育的環境という物差しというのが、そういうものを上手にここで、多分そういう意味だろうと、それが上手に表現できていないと思いますので、2グループの人たちならできるのではないかと、これは結論なんですけれども。

久保委員 2チームにきそうですね。子どもは、本当に抽象的だけれども、すべての幸せを享受する環境と権利を、今の大人に与えられなきゃいけない存在だと思うんです。それは教育だけではない。福祉もそうだし環境もそうだし、あらゆる面で子どもは幸せにならなきゃいけない。それなのに教育だけ取り上げるとすることは難しいと僕は思います。すべてです、それは。だからつらいんだなと思って、第2にくるんだったら重い重いと最初に言ったんです。僕はそう思っているから、教育の問題だけ取り上げるとするのは問題だ。

高野委員 実は裏話がありまして、その裏話は何かということ、行政機関の中で教育委員会というのがございまして、これは全く批判ではないんですけども、感じたことを言います。学校の領域の政治は教育委員会で政治していると。地域にこっちへ入れ、こっちへ入れということで地域と融合しようとしています。でも、入るといつも門が閉まっていて、なかなか地域が融合できないと。だったら、地域が、門を広げるから教育委員会はこっち側に来てくださいよと言うと、いろんな理由で出てきていただけないということのいらいらが、実はこの中に隠れているという部分があるんです。

でも、そう言いながらも、本当の意味で、先ほど言ったような、子どもたちが本当の意味で区政に関心を持ってもらいたいという心はみんな、区民検討会議にはあると。それをうまい言葉がないだろうかということで、「自治の担い手」という言葉にしているというのが内情であると。

だから、今、私が1人で決めることではないんですけども、教育という項立てと子どもの項立てというのは、一つの流れとして考えていただいてもいいのではないかとということで、子どもの部分の子どもということを残してもらいながら、そういう一つの妥協案というか、そういうのをひとつお願いできないだろうかというふうには思っています。

大友委員 これもちょっと爆弾発言的な形になっちゃうかもしれないですけども、今、小学生が社会科見学で行くのは国会ですよ。近くなんだから、花園小学校の子どもが区議会に来たら、佐原委員とか小松委員がいらっしゃるから、あそこだったら、はいはい、いらっしゃいと行けるよと。これからは地域の主権の時代なんだから、国会なんか見に行くよりも新宿区議会を見に来なさいよと、こういうような教育がこれからあるべきだと。ところが、教育自体は、国定教科書じゃないけれども、そういうような名残りがあから、結局、国会に行っただけを見学しましょうと。区議会に行けば、親しい議員が、入学式から卒業式まで来ていただける議員がいて、自治とかそういうような政治の勉強ができるんじゃないか。そういう意味で言うのであれば、このところに一発書いておいてもいいんじゃないかというようなことを思うので、ぜひその思いを。

根本委員 やっぱりどうもここは違うなというのを感じていたわけです、我々は前回。だから、僕はしゃべらなかつたけれども、みんな同じようなことをしゃべった。我々は自治基本条例をつくる原点は何だったかということ、子どもたちでもわかる言葉でつくろうよということと、百人の村でどういう共同体、どういう自治がつくられていったのか、これは辻山先生の勉強会もスタートからあって、そういう中で、議会をつくりましたね、その中に村長をつくりましたねという議論の中で、あるべき自治ということはずっと描いていったわけです。それが1つと。もう一つは、31万人の1割の外国籍の人たちがいながら、31万人の住民、それに86万人の昼間人口、350万人の来街者という、この新宿の中でどういう自治をつくっていくのか、この2つをどうやってかみ合わせていくのかということでした。

いろんな意味で、個別の分野で言うと、議会に対する批判もあるだろうし、区政に対する批判もあるだろうし、教育委員会に対する批判もあるだろうけれども、それをもっとずっと深めながら、おれたちは新宿区の中でこういうものをつくってこうという基本理念をえぐり出していかなくちゃいけないんだというふうに思うんです。

そこで、だから非常に難しいし、現実にも今のような意見を聞きながら、我々もどうやってそれにこたえたらいいのかという議論をずっとしながらやってきているんだけど、現実がどうだから入れ込もうというのでは、基本理念条例としては、今、我々がつくろうとしているところで言うと磨かれない。もっと磨かなくてはいけないんじゃないかというふうに思うんです。だから、ここは非常に難しいというふうに思うんだけど、我々は、子どもについては、私だったら、新宿区で畑をつくろうよ、田んぼをつくろうよと。食糧自給率ゼロの自治体なんてあるものかと思うけれども、そんなことを言っただれも相手にしてもらえないから言わないけれども、そういうことも含めて、子どもをこの地でどう育てていくのかというような原点みたいなことをここは書き込んでいくしかないと思うんです。

だから、このまま私ら作業チーム2に預けられてもなかなか難しい。もっとここで議論してもらわないと、まとめたやつをまた、2はいつもそういうことをやっているわけだから。

小松委員 今、根本副座長がおっしゃった新宿区で畑をつくろうなんて言ったら、はなから相手にされないというのが、はっきり言って、私も相手にされずに今まで来たんですけども、そういうことを言ったら、新宿だよと、自分の会派の議員にも言われ続けて、新宿区の子どもが野菜も畑から生えているのを見ないで大きくなるのかなんて、いつもけんかしていましたけれども、

そういうものを自治のルールづくりの中で、どうやって子どもの育っていく環境を守るかということのために、どこかで入れておきたいということだろうと思うんです。

ですから、根本副座長が叫んでいたじゃありませんか。そういうことを言ったらだれにも相手にされないと言うけれども、それが当たり前ではないと、それが新宿区だと思っているところの中に子どもが育っていく、紛れもなく日本の中心で、経済の中心のような新宿区であっても、動物の一環として子どもたちは育っていくわけですから、田舎の子どもも新宿区の子どもも同じように育っていく環境は、経済とか抜きにして、必要な最低限度は守ってやろうよというのを書き込もうではないかということをおっしゃっているわけです。だから、私は根本副座長が入っている2グループはとてもいいと思うんです。

久保委員 後で苦労するのは嫌だからここで言わせてもらいますけれども、僕は前にも言ったし、議会の小委員会で絶えず言っているんですけれども、本当に完璧なものをつくりたい。だけど、神ではないから完璧なものではできないけれども、せめて新宿区が日本一だという自治基本条例をつくる最大のポイントは、区民の皆さんの必死の意見を取り入れたということだと思っているんです。そういう観点から、僕は住民投票の問題は、区民の皆さんをこちら側から向こう側へ渡って行って後押ししたいと思っている。

それであえて言いますけれども、大友委員が爆弾なら、僕は手りゅう弾を投げます。ここに書かれている3つの教育、3行書いてありますね。これは悪いけれども、新宿区の教育委員会が出している教育基本方針のほうが立派です、この言葉よりも。そういう基本方針があるのにこんな言葉を、僕ははっきり言って自治基本条例の中には入れたくない。

大友委員 私が言ったのは、国会のところに行くというのは、結局、文部科学省から出てきていることじゃないですか。ですから、そういう教育行政の中で、新宿区の教育委員会というのが幾ら頑張っても、新宿区の行政システムだとか政治システムというものを学ぶような時間が少ないんじゃないですか。それで、これからの地域主権とかそういうことができるんですかということを書いたんです。

ですから、新宿区教育委員会だけではなくて、教育という中で考えてみれば、そのような形で我々が本当のことを言うと、一番の憲法をつくる、そして地域が主権だという形でやっていくのであれば、新宿区役所と新宿区議会を大事にするような子どもの教育を、これはそうすると昔の戦前の教育みたいになっちゃうかもしれないですけども、そのぐらいの意気込みがこの条例の中にあってもいいんじゃないかということが私の意見です。

久保委員 座長、もう一回だけ言わせてください。30秒で言いますけれども、新宿区の毎年出している教育委員会の基本方針は、もっともっと立派なものを書いています。にもかかわらず自治基本条例でこれを出すんですか。それをまず読んでから検討しようじゃないですか。

根本委員 観点が違うんです。今の話で言うと、「区の行政機関は」というところで、もっと事実を見るなり、あるいは新宿を愛しとか、ということで、今は書き込んでいくべきことなのかなというのと、教育と子どもをそこまで我々が大事にというか、あるいは今の、米がどうやってできるかなんてわからないで育つ子どもたちになっちゃう。ということで言うと、基本理念とか前文だとか、そういうところの中で、大都市というか、こういう新宿の中で育つ子どもたちにどのように健やかに成長していってもらおうのかということ、我々の新宿区自治基本条例の柱になっていっていいんじゃないか、そういうことなんじゃないだろうかと思うんです。これをわきに書いてしまうから、批判的というか、不満があるみたいに思っちゃうけれども、柱に置いてしまえばいいわけでしょう。そこは多分、みんな同じような気持ちになっているんじゃないかと思うんです。そうすると、作業チーム2ではなくて前文が理念のところ、ここは三者で合意できれば、前文が理念のところやってもらうということも……。

〔「前文は山田委員」と呼ぶ者あり〕

根本委員 野尻委員はいないけれども、そのあたりがちょうどいいんじゃないかと私は思う。

高野委員 この討議はやめましょうよ。だって、これはなぜかという、ここはできないからどこかでやれとかという論議であって、ちょっと冒涇していますよね。

もうちょっと言わせてもらおうと、新宿区というのは本当の意味の都市型社会ですよ。これを、

これから育ってくる子どもたちがどういう形でこのまちに生きていけばいいんですか。その部分
はだれも考えていないんですか、議会も。行政はまだ意見を伺っていないからあれだけども、
そういうことが基本ではないですか。

だから、今、私は教育基本法とかというのは、この間見させてもらいましたけれども、新宿区
でつくっている条例というのは、済みません、まだ見ていません。だけど、その中身に関して、
こんな立派というのが、では今言ったことが入っているんですかということになって、けんかを
売っているわけではないので、その部分で、さっき根本委員が言われたような形で、こういう形
で育てていく方向だよということが入ってくるだけでも大分違うと思うんです。

だから、さっきからお話ししているのは、これをどうしても、教育と子どもをミックスでもい
いから検討してくださいという言い方を実はしているんですけども、それが、これはおかしい、
あれがおかしいということだけであって、これはだれがやるんだ、こうだというふうに論議がず
りかわってきたから、今、そういうことを言わせてもらいます。

根本委員 誤解を受けたかもしれないけれども、私は、作業部会のどこかという話ではなくて、
基本理念なり前文なりに今の思いが入るような、あるいはそういうことを重要視する自治のまち
新宿区ということとして受けとめるべきではないかと言っているんです。我々の共通の感覚は、
どうして教育だけがここにというのが共通の意見なんです。

久保委員 子どもの問題なんですけれども、教育も子どもの問題ですよ。杉並区の校長先生か
ら講演をこの間受けたんですけども、今の日本の子どもはかわいそ過ぎます、いろんな意味で。
豊かかもしれないけれどもかわいそう。特に、杉並区で7割の子どもが家へ帰っても「お帰りな
さい」と言ってくれる人がいない。その家へ帰らなきゃならない。今、そういう現状です。だか
ら、新宿区だけでなく日本の子どもの本当にかわいそうなんです。だからこそ子どもの問題は
大きいし、各区が子ども条例をつくっていかなくちゃいけないという性格のものだと思うんです。
教育だけではないということ、子どもたちがかわいそうなのは、そのことを僕は言いたいんです。
教育だけではないんだということ。

小松委員 それは高野委員が先ほどから、教育だけではなくて、教育とか子どもとかを一つにし
て、子どもの権利の宣言をここでしておきたいと。それで、別条例にするということばかりでな
くて、ここは別条例に任せずに一文宣言をしておきたいと。私は、新宿区の自治基本条例だから、
新宿区が置かれている、昔から日本のまちの中心として生きてきた新宿区の中で、ふと子どもに、
これは社会の繁栄とか政治の流れなんかには全然影響されてはならない、子どもがすくすくと育っ
ていくものを高らかにここで宣言をしておきたいという、区民委員の方々の思いはそれぞれ違
うようなことを言っていますけれども、思いはそこだろうと思うので、それを上手な文章で。だか
ら、教育と子どもに分けずに、一つ一つとしてとどめるのが大切かなとは思っているんですけども、
それは別に、2グループに任せるとか、そんなことを言うからややこしくなったんですけども、
私が言い出したものですから、そういうことは思わずに、いかがでしょうか。

辻山座長 今までの話をずっと聞いていると、今やらなくちゃいけないのは、こんな書き方はどう
だろうかということをおもひながら考え出して、ちょっと歩み寄ろうかなという線を探していく。教
育も含めてということになると、例えば、「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する
権利を有し、健やかに育つ環境を保障される」というような、そうするとかなり教育の問題まで
包み込んでいるとか、権利条約も一応取り込んで、というようなアイデアを皆さんで出していた
だくと。

根本委員 これはどこに書き込むんですか。

辻山座長 子ども。

久保委員 子どもというだけでいっちゃうなら反対しない。

じゃ、今の座長の案をたたき台にして。

辻山座長 ええ。たたいていただければ。

斉藤委員 もう一回読んでいただけますか。

辻山座長 そんなに重視されるとは思わなかったな。「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有し、健やかに育つ環境を保障される」。ただ、これはちょっときついんですよ。語尾が「保障される」と言っていますので、しなきゃならなくなりますよ。

そうしたら、そういうことで、一応ルールにのっとって検討チームへ送るということにいたしますでしょうか。

それと、まだ残っているんですけども、進行管理委員会、これはどうですか。名称は入っていないんですけどもね。

これまでの私の経験で言うと、ここは多くの自治体では自治推進委員会とか言って、それは僕は越権だと言って反対してきたんです。自治体の憲法とも言われる条例でつくられた委員会が自治推進と言って役割を担っちゃうと、議会とか要らなくなるじゃないかという、枢密院をおつくりになる気ですかとか言っていたんだけど、これだと進行管理ですから、自治全般を議論していこうというわけではないので、なかなかいいかなという気はいたしますけれども、どうなんでしょう。珍しいのは、「区民・議会・行政で構成する」というのを入れるということは、他に例を見ないという感じはありますね。ただ、このつくり方自身が、これでやってきたんだからというので、特色は継承しているわけよね。

針谷委員 これは多分、条例の規定の見直しとの関連で、進行管理委員会というような話になるのかと思うんですけども、何を進行管理していくのかなというのがわからないというのと、それは別に条例という話なのかもしれないですけども、条例で必要と言っている委員会なので、書く必要がまずあるだろうと、書くのであれば、というのがありますが、それ以前に、進行管理委員会はこの基本条例についてはちょっと違うかなという感覚を持っています。

辻山座長 なるほど。
どうですか。

久保委員 これに関係しているのかどうか僕はよくわからないけれども、議会が出しているのがありますよね。社会の情勢の変化において云々と、何年以内に必ず見直ししなきゃいけないと。僕はあれは非常に自画自賛、我田引水だけど、非常にいいものだと思っています、議会の出している案は。

小松委員 私は、進行管理委員会というのができて、こういう形でやっていくと、自然に形骸化していかないかなと、そういうことはならないんですか。そういう心配もあるんですけども。

高野委員 これはどういうことかという、ワークショップで話し合ったことは、とにかく議会案のように、何年か、3年から5年の間とかという話があって、それで見直していこうよと。そのかわり、その間、毎年毎年、委員の方が地域に行って、例えば地域のまだ自治組織のいろんな形の条例もできていないとか、例えばその前段階と後段階の、もし制定されたとしたら、それが本当にその地域にふさわしいのかどうかとか、いろんな形で検証したり、情報を得たりなんかして、それを絶えず見直しというわけじゃないんですけども、それを整理していくという形をやっていくだけでも、かなりのものの制度が地域の意見の反映とか、いろんな形で議会や行政のほうにフィードバックができるんじゃないかと思っています。

久保委員 けさ、自治検討小委員会でこれについて簡単に申し上げたんですけども、三者比較表にある区民と議会と行政、これを本当にうまく3つ足してまとめたら最高のものができるんじゃないかなと思いました。それぞれいいと思うんです。これをうまくまとめる天才はいないんですかね、加賀美委員。

加賀美委員 今ちょっとまだ……

久保委員 いや、指名するのは座長で、私がするんじゃないので。

加賀美委員 じゃ、意見として、すみません。三者の案を融合していったら、その上で適切な表現の仕方はまだ思い浮かばないんですけども、私、基本的にこの条例をこうやってさんざん議論して、最高の規範という形でつくり上げていく中で、これを進行管理というのは、ちょっと私も

イメージ的にぴんとこない部分があるんです。

最高規範であるわけですから、それは当然遵守しなければいけないし、また社会情勢が変化してくれば、この条例の見直しも当然必要になってくるということで、行政案が私は一番いいと思うんですけれども、どうでしょうか。行政案で、行政の一員ですが、この案を出しているんですけれども。

根本委員 行政案は、だれが見直すのかというのは恐らく行政が想定しているんだろうと思うんです。議会案は、区民参加によりということ、当然三者ということになるんだろうと思うんです。それから区民案も三者ということになっています。問題は、それが常設機関として区民案のような形がいいのか、何年かの後にそういうような三者のあれを設置して見直してみるとか、あるいは点検してみるというようなことがいいのかということになるかと思うんです。その辺のところは行政のほうが、いや、私たちに任せてくれということでなければ、常設なのか、何年経たところで検証しましょうということなのかということで大体検討チームのほうにゆだねられるというふうに思うんです。

私は、今みたいな話で言えば、常設委員会をつくるよりは、何年か後に検証しましょうというふうに集まるほうがいいんじゃないかというふうに、議会案としてはそのような形です。

あざみ委員 議会案は何年以内になんですよ。何年ごとにじゃなくて以内としたのは、要するに何か法律が変わったり情勢が変わったりして、5年と決めてしまったら5年間何もなくていいみたいになってしまうから、5年なら5年以内にしておいて、1年なら1年でもやっぱり見直すときは見直そうよということ、見直すというよりも検証、検証という言葉をやや使ったのは、見直す必要があるかないかを随時というか逐一、私のイメージでは検証するというふうに思っていたので、私は区民案が出たときに私のイメージとぴったりだなと。やっぱり常設で置いておかないと、そういうチェックというのはできないなと思っていたので、久保委員が言うようにうまくミックスできればなというふうに思っていましたから、進行管理委員会は必要だと思います。

久保委員 それはナンバーワンだよ。

あざみ委員 作業チームのことは言わないほうが……

久保委員 だから、それをやるんでしょ、ナンバーワンで。ここで決めちゃうんじゃないでしょう。だったら座長、そこら辺を決めてください。

あざみ委員 これを入れるか入れないかというのが真っ二つに今、分かれている状況だから。

辻山座長 まず常設の委員会を置くかどうかというのが一番大きな分かれ道ですね。

高野委員 関連なんですけど、先ほど加賀美委員からお話が出た、区民検討会議のほうにおいては進行管理委員会ということで、推進とか、管理とか、役割とかという、ワークショップで出てきて、その中で、具体的に言うと、区民に理解してもらい浸透を進めていくということが一つあるんじゃないのかということ、それから本当に最高規範として守られているのかという部分のチェックも必要じゃないかと。それから、例えば条例に浸透させていくために欠けているもの、例えばそごを生じているものはないのか、そういうのを提案していくのも一つの仕事じゃないかと。それで進行に関しては、一人は年に3回程度開催してそういうのをやらなければいけないだろうと。それからもう一つは、議会案と同じように、あらかじめ年数を決めてそれまでに見直すというか、見直すというより、そういう気持ちで見ないで、これが本当の最高規範として守れるかどうかという部分のチェックが必要であろうと。それから、やっぱり委員会としては内容を定期的に公開するべきだという話がありました。それからあとは、設置の中で常時設置するという項目もありました。そういう中で、やっぱり条例の運用管理をして、区長とか議会の答申、提言、勧告するためにいわゆる委員会を設置するみたいな考え方もあったというような状況であります。

それで、こういう小さい項目をいっぱい入れると、ここが入っていない、入っているということがわかりにくくなるので、それで改めてその部分は委員会をつくったときにこういうことをやるよということにある意味でゆだねて、そこで条例化していくという方向でやったらいい

のではないかというのが結論であります。

辻山座長 今で言うと、委員会条例みたいな内容のイメージですよ。その中には議会案なんかも取り込むことができます。

ただ、微妙に違うのはやっぱり行政案との違いで、行政案はみずから基本条例を見直し、同時に基本条例に整合させるために他の制度も見直していくんだぞということがあって、発案者自身を外部には予定していないですよ、恐らく。これは委員会としては、例えば区長なり議長なりに勧告するとかというような役割になるんでしょうかね。

どうでしょうか。

高野委員 外部評価をしていくということですかね。

辻山座長 外部評価とかね。

高野委員 委員会でこれどうだろうということの評価して、そのことに関して、自分たちの言い分だけじゃなくて、それをほかに、学識もその委員会の中に入っていれば、それはあえてそれが正しいわけじゃなくて、またもう一つ外部の人間がその評価に対してどういうふう思うのかということを見て、それでそれを提言したり、あるいはこういう形で管理というか、チェックしますよということの方向にいけばいいのではないかと考えています。

久保委員 外部の考え方によっては、自治でなくなると思うんですよ。

小松委員 今は自治基本条例をつくっていきこうという、すごいエネルギーを持って、これで3年間にわたってやってきていますから、ここまで持っていくんですけども、じゃ同じエネルギーでこういう常設のものができて、それがそのまま携わってくださる方がいるのか、いないのかという、私は何かそういうことを、このままのエネルギーでもって、高野委員のような人とかが入ってやっていけるのかどうか、持続可能なものにしないといけないような感じもするんです。ですから、そこら辺がちょっと、今おっしゃっているような感じだと心配な気もするんですけども。

佐原委員 今、高野委員のお話だと、各地区に入ってチェックをしたりとか評価をしたりという、常設を持つということは今言われたんですけども、私はこの基本条例については、そういうものではないという認識なんです。こういうものに達しなければこういう点数をとく、自治基本条例というのはそこに向かっていきこうというものであって、できないからやれとか、ここまで持っていけとかという条例の位置づけではないような気がするんです。お互いに自主的にそういうふうに日常の生活を地域で、自分たちで足りないところを補いながらというものであって、外部から意見を言われるものではないような気がするんです、そういう意味では。

高野委員 反論ではないんですが、例えば今、条例ができました。その条例に対してそごが生じて、区民から陳情だとかいろんな形で出てきました。それに対して真摯に議会のほうはやっていただいたとします。そうすると、その部分がこの条例に抵触する内容なのかどうかということで、そうするとその部分だけで、恐らく審議はしていただけるけれども、それを議案として上げていただけるものなのかということになると、そうすると小さなものからやはりいろんなものが出てきます。その中には必ず三者がいるわけですから、そうすると議会のほうで、これはこうじゃないのかなということで議会で少し検討しながら、こうやっているんな情報を精査していくことによって、より先ほどから言っている最高規範になるものなのか。そういう話が出てきても、自治基本条例がそういう理念でない結論に至った場合は、そこでやはりそうではないということをはっきり 委員会で話し合いながら、それはいいんじゃないかと。でも、声の大きい人がいれば、その 委員会は、このことが違う方向に行ってしまう部分もあるやもしれないので、どういう形でそれを抑えるというか、管理、監査していくのかという部分も含めると、結構な形でいろんな提言、あるいはさっきの話じゃないんですけども、地域課題がいっぱい見えてくると思うんです。そのことを、条例の進行だけじゃなくて、いろんな形で地域課題を吸い上げて、いかにして区政の中に反映するかということも一つの進行管理という形でのものが見えてくるのではないかと考えています。

小松委員 1つ目は、議会案は 年以内にと。ですから、そういったそごが生じた場合に、例えば区民の方から陳情が来るとかそういったときに、常設的にやるんじゃないかと、年以内としたのはそういったものがありまして、区民参加により検証を行い、必要に応じて措置を講ずるとなっていますので、常設にしてふだんにやるのか、陳情が来るなり、そういうときに区民参加によりという、これはここに入るわけですけども、やっていくのかという違いで、同じようなものだと思うんですけども。常設的にやってしまうと、なかなかそれが反対に大変であるがゆえに形骸化するんじゃないかなというふうなことを心配するんですけどもね。

根本委員 我々はまとまっているのかと思ったら、あざみ委員と私の意見が違っていたから、小委員会の議論がちょっと、しまったなと思っているんですけども、例えば今の進行委員会、管理委員会をつくるということになってくると、例えば地区協議会設置条例をつくりますよとか、別条例に定めるとか、市民投票条例も別条例に定めるといふ、これはこれとして自立していくわけですよ、検討委員会が。そしていろんな分野で自治が拡充してくるんだろうというふうな思うんです。それは、そう簡単に進行管理できないものだろうと。

例えばパブリックコメントみたいなところで、区民参加条例みたいなものをつくって一生懸命、この前、石狩市に行って話を聞いてきたら、区民参加が進行しているのかどうかというチェックは、そこに委員会があってチェックしているんです。それで改善しているというようなことがあるんですけども、この条例ができた後に相当時間がかかって新宿の自治の基本的なものがつくり上げられていくということなんだろうと思うんです。だからそこは非常に自主的なのというか、そこ一つ一つが自立しながら、区民参加でつくり上げられていくということだから、何年後に社会情勢の変化のもとで評価してみるという、またみんなで会ってみてということのほうが自治らしいというふうな思っているんですが、いかがなものなんでしょうか。

あざみ委員 私は常設型の委員会をつくるということは今言いましたけれども、イメージとしては今、根本委員がおっしゃったような感じなんです。だから、さっき高野委員が御発言されたような、そこまで広いことをチェックする委員会を設けてしまっているのか。自治が推進しているかしていないかを地域に入っていくって、監視と言うときついですがけれども、何かそこまでやられると、自治の自由みたいな部分がどうなのかなと。ちょっと言い過ぎかもしれないけれども、私のイメージは、あくまでも社会情勢の変化という、そんなに毎年毎年、社会情勢の変化はあり得ないから、もっと緩い形での、どうしても条文については、ちょっと変わってきたよねという部分のチェックぐらいはやっぱりするような機関があってもいいのではないかとというぐらいの常設なので、そういうことです。

高野委員 先ほど加賀美委員がどういうイメージなのかということに関して、ワークショップでのイメージをお話ししたわけであって、これはあくまでも 委員会がそのことを、冒頭にお話し申し上げたように、そこで自分たちがこういうふうにするべきだということをお話してイメージ的なところはつくっていくべきではないかというふうな考えているというのが区民検討会議の形で、それでその部分を余り細かなところまで言って、これはおかしい、あれはおかしいと言っているだけで議論にならなくなるだろうと。だったら設置するのかもしれないのか、はっきりそれだけ決めればいいたろうと。じゃ、設置しよう。そして設置することによって、じゃ今までの流れから三者でやったほうがいいよねと。そうしたら、三者でやったことにある程度ゆだねて、それでそこに条例を定めていけばいいんじゃないかということでの文言を考えたというのが事実であって、このワークショップした内容に関しての御指摘は、ちょっとこの議論の中には至らないのではないかと感じました。

辻山座長 私からも何点が意見がありますが、先ほど佐原委員が言ったことは非常に重要なことで、これは憲法ですので、具体的な何かを保護する、権利を保護したり、あるいは規制したりということはありませんから、したがって検証するときに、権利が剥奪されて、あるいは保障されずに泣いている人がいるんじゃないかといっても、それは検証委員会の役割にならないんですよ。憲法だけでは具体的な保護法益はありませんから。だから余り議論になることがないじゃないかと言ったのは、私もそのとおりだというふうな思っていて、そうすると、基本条例に沿って条例化しなければいけないことを議会がやります、区民参加をやるかやらないかも含めてですが、例えば地域自治に関する条例をつくったときに、この委員会が、これは基本条例の精神と違うだろうというふうな判断をするという役割を担わすことができるのかどうかという問題なんです。これはまさに議会の議決行使権にかかわることになってきますよね。

もし地域の中で、基本条例ができたのに基本条例どおりやっていないじゃないかと住民たちがもし動き出したとき、その窓口はこの委員会なのか、それとも議会へ直接陳情なり何なりで働きかけていくのかということを見ると、やっぱり非常に難しい論点はいっぱいあるという気はします。

高野委員 区民検討会議では、その部分に関しては、クレームというか何かあったときは、その委員会が受けて、ちゃんとそれなりの対応をしていくべきだということは考えていました。

辻山座長 なるほど。それはある意味では、議会の持っている回路、ルートを剥奪するということになりかねないですか。

高野委員 そこにどれだけの権限を持たせるかということに関しては、結局、議会と行政と区民というのがあられるわけですから、お互いの権利というか、いわゆる行政というか、いろんな形でのチェック機能を議会がすべきことであって、委員会はそこに提言するだけであって、それを丸々受けるかどうかは、そっちサイドのものでもいいのではないかと考えています。だから、それが絶対主義的なものではないということだけは御理解いただければと思います。

辻山座長 一般的な、政治学的な常識から言えば、それもまた議員の政治的資源を制約することになるので、陳情の紹介議員になることによって、やっぱり政治的活動の側面がある。窓口を全部こっちへ持ってこいということになると……

高野委員 それはありますね。

辻山座長 その問題はありますね。

久保委員 選挙管理委員会なるものが、先ほど外部評価という言葉聞いて、僕は、これはそういう考え方の委員会というふうに区民検討会議が考えているんだとしたら、僕はついていけないなと思って、それだと自治ではないじゃないかというふうに言ったのはそういう意味なんです。

高野委員 ですから、先ほどの話と同じで、どういうイメージですかということのワークショップのいわゆる項目をお話ししたわけであって、全体がそういう形で考えていないという部分は先ほどもお話ししました。それで我々のイメージを、加賀美委員から言われたイメージを言ったことに対してそれを、国会質問じゃないですけども、議会でやりとりしているような話にしかならないので、先ほどやめましようと言ったのがそこなんです。

だから、そうじゃなくて、設置するのかもしれないのか、どうするのかということだけをちょっと論議していただきたいと思うんですけども。

大友委員 要するに、議会のほうはそういう進行管理委員会をつくらないということであるということで、何年以内というのをどのぐらいの年限で考えていらっしゃるかというのが、先ほどちょっとあざみ委員がおっしゃった社会情勢の変化に基づきということ、相当なスパンと言っていたんですけども、例えばの話ですけども、相当のスパンなのか、もっと短くて2年ぐらいであれば、多分これは改正の見直しをするためには1年間ぐらいかかってしまうから、1年後にまた委員会をつくらなければいけないというような形になってしまうし、これが10年後だったら、じゃ9年間は何もしないでいましょうという話になるかもしれないので、どのぐらいの年限かというのちょっと聞いておきたいなと思ったんですけども。

あざみ委員 何年ごとではなくて、何年以内というところがポイントなんですよ、議会で議論したのは。だからここはある意味、何年でもいいんです。3年でも、5年でも、10年でも。そう言うとう極端かな。とにかく、以内というふうにしておけば、1年後に何か情勢に変化があって、何か見直さなければいけないようなことが起きるかもしれない。だからそのときにはきちんと検証しましょう、見直しましょうということをお願いなんです。だから、何年ごと、5年ごとというふうにならうと……

大友委員 ごとじゃなくて、以内でも何年という……

あざみ委員 それは議論していません。案は3年か5年かというふうなこと……

久保委員 大体このぐらいだったと思うよ。感じではこれだと思う。何となくこれだった。

あざみ委員 そうですね。

根本委員 大体このぐらいだったよ、みんな。長くて5年ぐらい。

小松委員 でも、これよりももっと短い単位で起こったときには、ですからそれを制約しないために何とか以内と、こういう配慮をしています。議会案は、区民参加によりと。

辻山座長 そのこのところだけ、社会情勢の変化に基づき、 年以内に区民、議会、行政で構成する委員会を検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

久保委員 私はそれでいいと思っていたんです。

辻山座長 ただ、この場合には、検証しようねというときに委員会がつくられるということなので、常設ではないということが.....

久保委員 問題は、検証しようねとだれが言うかですよ。

辻山座長 そうです。でも、だれも言わなくても、何年以内とあるから、必ずやらなければいけなくなる。最低でも。

大友委員 もう一つ、そういうことでやっていくと、どこが発議するのかということ、議会か行政ということ。区民でどうやって発議できるのかという問題が出てきますよね。だから、かえってもう常設であれば、最初の1年目は、いろんなやり方であるかもしれないですけども、例えば何カ月ごとでも顔を合わせていて、それで5年後にはとにかく変えるということでも、それでも常設ですよ。

小松委員 その情熱が続くかどうかと私は思うんです。大友委員だって大変だと思いますよ、もしそういうふうになると。ですから、持続可能なための、これが本当に力がある条例項目だとすれば、やっぱり具体的に持続可能なものにしておかないと。ですから、例えば5年以内にとしておけば、間違いなく5年後にはやるわけですし、ですからその間の、例えば1年後ぐらいで、すぐに何か起こる、それをきちんとどこかで書いておかないといけないですかね、発議者というのを。

佐原委員 条例そのものは、そんなに変わると私は思っていないんです。情勢が変わるとというのは、恐らく関連条例が変化したときに僕はあると思うんです。ですから、基本条例そのものはしばらく運用していれば、不具合な事項が出てくれば何年以内でも、1年後でもそれはやらなければいけないと思いますけれども、大体恐らく関連条例の変化のときだと思うので、そう常設する必要もないかなと思います。

高野委員 水を差すようで申しわけないんですけども、実は区民検討会議においても、先ほど以内ということをごとという、何年ごと、何年以内という話がありまして、区民検討会議の中でも少し話し合いが出て、ごとはないだろうと。そうすると、じゃ以内ということになったときに、それが長いのか短いのかということ、そうすると例えば議会も区長も改選がありますよね。それが絡んだときに、それを見直しのパターンと、ある都市においては、首長がかわったことによってやめるということで全部ゼロになる可能性がありますよね。だから、そういうのを考えると悩ましい部分だよなということろはみんなちょっと実は話していました。

だから、これを首長がかわっても変わらないような自治基本条例というようなものがないだろうかという話を実はそこでしていたというのが事実なんですけれども、そうすると今、そんなことで、さっきも出たんですけども、だれが提議して、どう決めていって、どんなときにやるんだよということも、やはりある意味での方向性を話し合わなければいけないのかなという部分はあるんですけども、それは改正に対する見直しですから、その部分も本来の討議をもうちょっとしてからの考え方の一つではないかと考えられると思います。

久保委員 区長がかわったり、議会がかわったりという心配は、それは区民が決めることなんじゃないですか。最高規範という、憲法ともいう、これだけやった自治基本条例を守らないという区長立候補者なら、区民はとんでもないと落とすべきでしょう。立候補者が全員だったら、それはどうしようもないけれども。現実はそのことにならないと思いますよ。でも、それは区民が決めるんですよ、議会でも、区長でも。そこまで否定してしまったらどうしようもないよね、身もふたもないよね。

辻山座長 そろそろ出口を探しませんか。というのは、この条文は、基本条例の中での条文としてはどうでもいい条文といいたいまいしょうか、高い理念を打ち出すというわけではなくて、手続的なものですから。

菅野委員 ちょっと私の私見なんですけれども、この委員会の性質というか、どういったものかと考えたときに、区民、議会、行政で構成する委員会となりますと、少なくとも区長の附属機関でなくなっちゃうのかなというところがありまして、いわゆる今で言うところの行政委員会というような立場になっちゃうのかなと考えますと、大変なことだなということが一つと、やはりこの憲法は基本理念でありますので、いわゆる行政計画のように進捗管理をしていくものでは基本的にはないのかなという考えがございまして、ということを考えますと、また繰り返しになりますけれども、行政案のように、見直しが適当と判断したときには必要な措置を講ずるということになってございますので、もちろんこれには社会情勢の変化も入りますので、逆に言えば、社会情勢なり法律にとんでもない大改革があれば、1年でもということももちろん含んでおりますので、そういった考えでできないかなという思いがございまして。

辻山座長 恐らく行政の方はその問題を抱えてしまうなと思ってはありました。担当部署はだれが担当するのかとか、これまでの行政組織とかにないことを今やるうとしていきますので。ただ、率直に言うと、行政案はなくてもいい、当たり前前の任務だというふうに思えるんですよ。確認的に載せておくという意味はあるでしょうけれども。

根本委員 今の議論、自治基本条例で議論していることが、多分何年か後に試されるんだろうというふうに思うんです。我々は途中から議会が先になって、行政が後になって、最初はずっと逆だったんだよね。こうなっているでしょう、気がついたら。だから、発議権はどちらかといったら、執行権者として皆さん方が、社会情勢が変わりましたからどうしましょうかということを出発点なのか、議決権限を持っている我々が議会としてこういう情勢の中で発議していきこうというふうにするべき委員会を出していくのかというのは、まさにこれをつくった後の議会なり、行政なり、区民の関係だと思えます。

だからそこを、今から何か心配したり、あるいは結論に持っていく必要はないんじゃないかというふうに私は思うんです。私の立場で言えば、恐らく議会はずっと、自治・地方分権特別委員会は名前が変わっても続けていくだろうから、当然その責任者なり、その所管の委員会がずっとこれを調査案件として続けていくに違いないというふうに私は思っているから、余り心配していないんだけど。というふうに私は思っているんですけれども。

辻山座長 これは行政の方にお聞きしますけれども、例えば前に出された議会案のように、主語が何も書いていない条例の条文というのは、当然その条例を執行する役割を担っている執行部が主語となって読み込んでいくというのは通例ですよ。したがって、必要に応じて措置を講ずるといったら、そのときに委員会をつくるのであれば、区長から提案をして、こういう委員会で、こういう任務でというので、構成はこういうふうにしてというようなことの提案があって、多くの場合は条例設置でしょうから、議会にかけるとか、要綱設置というのものもあるけれども、ちょっと弱いなというのがあるので、そういう読み方でいいですか。

加賀美委員 議会案は、主語は「区は」というのが隠れているんですよ。議会案の主語は、「区は」というのが頭につくわけですよ。そういうふうに私は理解していますが。

辻山座長 その場合の、「区は」と書かれた場合には……

加賀美委員 執行機関です。

辻山座長 執行機関ということになりますね。なるほど。

久保委員 僕もそれで申し上げようと思ったんですけども、やっぱり憲法改正は国民が何名か署名をとって改正手続なんかできないんです。あくまでも内閣が議会を経て、それで国民に信を問うんですよ。だから、これについても長のそこまでの権限を否定してしまったら、もう何もできなくなると僕は思いますよ。あくまでも自治基本条例ですから、この条例の改正を提案するのは長であって、ほかの人でなければだめだなんていうのは通らないと思いますよ。それを認めるかどうかは区民なんですよ。というふうに考えてもらわないと、長が心配だなんて言っていたら、何もできないですよ。

根本委員 実際は、例えばこの前、東大和市でしたか、大和市でしたか、やっぱり自治基本条例をつくっても、長がかわると変わるんですよ。それはやっぱり長の執行権限があるわけだから、それに対して問題があるならば、区民と議会がやっぱり対抗して、それを修正させなければいけない、あるいは抑制させなければいけないと思うんです。そういう苦労は多分いつまでたっても続くんだろうと思うんですよ。というふうに思うしかない。だって、全く100%、長に委任しているわけではないんだからね。

辻山座長 それを何とかしようというので、改正に高いハードルを課すということをお大分検討されたようです、あっちでもこっちでもね。改正のときには、3分の2以上の特別多数決でやって、その上、住民投票で過半数の賛成を得なければならないとか、そういう案が、どうも現在の通説的な理解からいえば、例えば議会の特別多数議決を条例で独自に創設できるかというようなことが今議論になっていて、自分たちのじゃない次の選挙を経てきた議員たちまでも拘束するようなことが可能かとか言って、なかなか成功していないんですよ。いまだにまだ高いハードルをつくっているところはなくて、したがって、おっしゃるように、改正をしようという強いリーダーシップがあれば改正できると。御指摘のように、議会と住民だという構図は変わっていない。そこは、恐らく多分そういうことから抜け出ていかないんじゃないかなという気はしていますけれどもね。恐らく区民検討会議のほうは住民投票でというようなことが検討されたでしょう。

樋口委員 ちょっともしかしたら私個人の感想になるかもしれませんが、今のお話を聞いていて、区民検討会議の常設型みたいな委員会というのは、先ほど佐原委員がおっしゃった、それで座長がそれをつなげた、いわゆるこれは憲法なんだから、そんなにこれをすぐにどうこうされるものではなくて、目指していくものなんだというのとちょっと違う感覚で区民検討会議はあったんじゃないかなと思うんです。だから、本条例の遵守と適正な運用のためというのは、ある意味、一応これだけ苦労してつくったものをやっぱり祭り上げるんじゃなくて、それを何か継続的に、それこそそれだけの情熱とあれができるかということはあるかもしれませんが、何か気持ちの上では見守っていかなきゃ、見ていかなきゃというような感じがあって、それでこういう常設の委員会を設置するということになってきたと。

それは言われてみれば、先ほど行政がおっしゃったこういう形というのは今までにないことで、確かに言われてみれば、そう簡単じゃないなというのは勉強したんですけども、だからちょっとここの議論と区民検討会議の議論が少し違っているの、何か持ち帰る……

高野委員 持ち帰ったら、また大変だよ。

樋口委員 だから、やっぱりここの議論を私たちは受けとめて、していくんでしょうかねというので、ちょっとすみません。

辻山座長 だから、恐らくニュアンスとしては、よく世間一般で言われているつくりっぱなしにはさせないぞというような意気込みかな。ということになれば、ここでやっているやり方が変則的ですからね。議会、行政、区民とかというのがね。そうじゃなくて、「区は」という主語で委員会をつくって、その委員会は、私は常設でも、そういう一種の継続的な運動ということであれば継続的であってもいいと思うけれども、つくり方をこの基本条例の中に、区民、議会、行政というメンバーの割り振りまで固めてしまうということのを避けるという手は1つあるかなという気はしますけれどもね。

久保委員 僕はここにいる6人の人に同情まではいかないけれども、本当に大変だなと思って聞いていることがあるんですけども、それは区民討議会が一生懸命よくやって頭が下がったけれども、報告を見ると、やっぱりまちづくり条例がどうも方向にある気がしますね。僕は区民検討委員会にもそういう理念条例に吹っ切れていない。ただ、吹っ切れているのはここにいる6人なんですよね。だから、まちづくり条例の頭でいる検討会の皆さんと6人の小委員の皆さんとは苦労しているんだなという感じで、だから持ち帰ってなんて言ったらかなわないというのは、そこから出ると思うんですよ。理念条例だというふうにすっきりして論議やっちゃっているんだから。ところが、それを理解していない人にまた持っていったら、何だということになるんじゃないですかね。

辻山座長 大変な御努力だと思いますよね。似たような構造のときに、一度、市民検討会議という市民会議と言われる人たちに会場を占拠されたことがありましたから。詰めかけてきて、何だどわんわんと言って、翌日から、ネット上で辻山は横暴だというのががんがん書かれてしまいました。そういう意味では、多分その寸前まで行っているんだらうという気はいたしますけれども、大変頑張っていたで済んでいるなという気はいたしますけれどもね。

これ、何とかしてください。ちょっとペンディングするというのは余りとりたくないんだけど、もう時間限度ですよ、これね。私、もう既に特急あずさに乗りおくれましたし。一応立川まで乗るんです。

久保委員 ちょっと頭を冷やすあれで、5分ぐらい休憩はとれない……

辻山座長 休憩をとるということは、再開があるということでしょう。再開しますか。

久保委員 きょうはこれで終わりにする。

辻山座長 もう一つの案件があって、そっちのほうは急いでいるわけでしょう。

事務局 そうです。

佐原委員 この基本条例は日本で初めての三者による条例づくりということでもありますので、ここに集まっている人たちは本当にお互いに信頼を合せてやらないといけないわけですから、ここでちょっと行政のほうに聞きたいんですけども、この常設以外にこういう委員会を立ち上げる方法というのは、テクニクとしてはないんですか。

加賀美委員 それは可能じゃないんですか。

佐原委員 であれば、可能なことを書いて、ひとつここをまとめていただいたほうがいいのかと思います。

辻山座長 そういう意味では、先ほど私が提案したやつはちょっと現実的ではないというのは、議会、区民、行政というのを固定的に書き上げてしまうと、だれがそれを組織するんだという問題とか出てくるので、それでなければ、議会案をもとにして、主語を「区は」というふうにするか、先ほどの加賀美さんのように、区というものが後ろに隠れていて、社会情勢の変化に基づき、年以内に検証を行い、必要に応じて措置を講ずるというふうにしておいて……そうか、やっぱり委員会を設置するというほうがいいのかもかもしれませんね。区民参加による委員会を設置して、検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。だめですね。措置を講ずるほうは、今度は行政と議会の話になるからね。検証を行うため、委員会を設置する。

針谷委員 こだわるわけではないんですけども、検証を行うのがどんなことなのかというのと、また委員会の設置というのが条例でつくらなくてはいけないのかというのが、やっぱり条例にある委員会というのは、それ相応の機能を持つ委員会ということになりますので、そうすると、その仕事は本来的に何なんだということになると厳しいのかなというふうに思いますので、行政側も全く、ちょっと隠れちゃっていますけれども、必要な措置の中ではいろいろなことができるというふうには思いますし、議会案の区民参加によりというのもいろいろなことができると思うので、あえて委員会というのを入れるとすると、必ず常設という意味合いになってくると思いま

すので、その文言はなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。

辻山座長 そこは、私が配慮しているのは、区民検討会議のサイドは、条例をつくりました、これで終わりですというふうにしたくないという形で、委員会という形でつなげよう、つくりたいというふうに聞こえたので、それは外せないのかなとちょっと思いました。ただ、もちろん有力にそんなことをしたら、金が幾らあっても足りないぞというふうな話は当然あってしかるべきだし、つまりそれだけの費用に対してどれだけの効果が認められるのか、絶対に必要なのかという議論はやはりあっていいと思うんですよね。そこを詰めると。

久保委員 委員会というつまりというなら、検討する組織じゃだめなんですか。委員会じゃだめだけれども、組織ならどういう形でも考えられるでしょう、それに合った。

根本委員 今、言っているのかどうか分からないですけども、区民参加によりということだけじゃだめなんですよ。というのは、例えば今、座長の言葉が気になったんですけども、これで終わらせたくない、継続させたいというふうに言うんですが、私はこれで終わっていいと思っっているんですよ、俗人の我々はね。だってここまでやり直したわけでしょう。行政も議会も、多分我々も交代するんですよ。議会は議会としてずっと残るんですけども、俗人としては交代するんですよ。だから、多分区民の皆さんもここで終わっていい.....。

高野委員 話が出るから、ただみんなが.....

根本委員 いや、だって我々は改選で落選したら交代になるんですよ。だって、そういうものじゃないですか。だから、区民の皆さんも区民参加は保障するけれども、Aさん、Bさんということは保障されないんですよ。しかし、それを我々はみんな期待していないんですよ。ますます区民参加がこれから自治基本条例に基づいて盛り上がってくるだろう、区民討議会もそうだといいところと言えばね。だから、区民参加ということが保障されればそれでいいというふうに私は思うし、俗人としての私が議会から去ったにしても、議会は必ず継続してこれを継承していってくれるに違いないというようなことになるんじゃないだろうかと思うんですけどもね。そういうふうにするべきだと思うんですよ。

辻山座長 いや、これまでの議論では、この委員会に携わった区民が残ってやるということじゃなくて、区民の目線を入れていくという意味で.....

根本委員 だから、区民参加によりということじゃだめなんですかと私は言ったんですよ。議会はそういう意味で区民参加によるということを入れたつもりなだけだけれども。

小松委員 区民の方は、区民参加というんじゃなくて、組織体をきちっと、自分じゃない、自分であることはかわらず、組織体の担保ですね。それをどうやってお金もかからないで、負担もかからないでできるかということを考えないといけないんですけども、座長は電車がなくなるんですか。大丈夫ですか。

辻山座長 いえいえ、ありますよ。

樋口委員 議会でおっしゃっている区民参加により検証を行い、必要に応じて措置を講ずるというのは、これは必要に応じて、例えば.....これは具体的に何を言っているんですか。そういう組織を設ける、委員会を設けるということ.....

久保委員 組織を設けるの中に、こういう委員会を設ければ.....

加賀美委員 議会案のほうの 年以内、これは「社会情勢の変化に基づき」と頭についているので、社会情勢の変化がなかったらやらないということになりますよね、まず。

私、ちょっと考えたんですけども、この条例の見直しをするに当たって、区民参加というのは、やはり区民検討会議の人たちが多分譲れない一線じゃないのかなという思いはやっぱりわかるんですよ。それを常設にする必要はないだろうというのが一方でありまして、そうなりますと、このちょっと読み上げますと、私の私案ですけども、区は法令の改廃、その他社会情勢の変

化に基づき、この条例及び関連する諸制度の見直しが適当であると判断したときは、区民参加による検討を行うものとするとか、そういうような形で、区民参加の機会を保障しながら、でもそれは常設じゃありませんよという形でどうかと思うんですけども、そこら辺で何とか手を打てませんか。

辻山座長 現段階はそういう話だから。

加賀美委員 今、役所のほうでいろいろな委員会とか検討会を立ち上げるときは、大体公募区民を入れるんですね。ですから、区民の方たちを一方的に閉め出して検討するということは一般的にあり得ないし、なおさらこの条例の見直しとかやるときは、まずそれは絶対あり得ない話ですので、ですから、常設じゃなくて、改正が必要になったときには、区民の方の参加を認めながら検討していきましょうというような基本的なつくりでどうかと思うんですけどもね。

小松委員 今のようなお話だと、今やっているような区民公募で入れる形の審議会のようなのだと、多分区民委員の方は納得できない。どうやってこのための検証委員会を設けることができるかということですよ。それは常設でなくても、常設でなくて、そういった検証委員会を設けることが担保できるかどうかですよ。そういう方法があるのかどうか。そうすれば、常設でなくてもいいんですよ。今、加賀美委員がおっしゃったような、今でもやっているよと、区民公募にしてという形にされたら困るわけですよ。

加賀美委員 私が申し上げているのは、今でも別に一般的な区の審議会なりにも公募の区民の方を入れますから、必ずこの自治基本条例については、当然のように区民の方の参加は必要になってきますので、それはちゃんと担保しながら検討していきましょうということを申し上げているわけであってね。

小松委員 担保の仕方ですね。区民の参加の仕方をきちっと納得のできる、今のままじゃいけないんですよ。それを、今の公募のシステムだとだめなんですよ。急に手を挙げて入ってきた人が.....それでいいんですか。

辻山座長 仕方がないでしょう。

小松委員 それで仕方がなくていいんですか。

辻山座長 区民検討会議経験者の中からというのは、ちょっと社会的に通用しないということは間違いない。

加賀美委員 皆さん方も公募で手を挙げられたんですね。

辻山座長 僕は区民参加でここに書き込むというのは、やはり重たいと思うんですよ。だって、参加の権利一般を基本条例でうたっているのに、ここにまた書くということは、相当強い参加の保障というふうに考えるべきだと思うんですよ。

ただ、実は僕、苦い経験があって、基本条例をつくったときに何とか委員会というのをつくりましょうと。条文も入れたんです。つまり、その条文をつくった連中がこの委員会に就任したわけですよ、僕を除いて学識経験者が3名ほど。私は激怒しましたね。自分で条文づくりに参加しておいて、そこにこのこと出ていくというのは、僕は人道上問題だという話をちょっと.....自分でポストをつくっておいて、そこに自分が就任するということになるわけでしょう。もちろん、最終的には議会で通っているわけだけれども、その原案をつくっているわけですからね。そういうちょっと嫌らしい話もあったりなんかしたものだから。

もう一つは、そのこととぜひ提案をしたいのは、有志たちによる基本条例を見守り、監視する市民運動をずっとつくっていくということです。それを行政に場をつくってもらって、常設の委員会だけと考えるのは、やっぱり区民としてもちょっと寂しい。そういう例で言うと、今、川崎市の基本条例をやった連中の数人が残って、毎年、年に1回ずつフォーラムを開いて、テーマを決めて、それでどこまで進んだかみたいなのも含めてやったりしている。

だから、区民の委員の方たちの意欲を言うということは間違いないので、その意欲を委員会でやっていくということと、もう一方で、自分たちがきちっと監視していくというような、そういう

ムーブメントとして提案されたらおもしろいなと思うわけですが、もちろん川崎でやっているのも随分と区の市民館みたいな、施設の何たら講座の支援を受けたりとか何かしながら、やっぱり区と協力しながらやっている、市と協力してというのもあり得るかなという気はいたしますね。これも、区の区民何とかにのっとってチームでいきますので、そのときに加賀美さんが最後に御提案なされたことを少し下敷きにして考えていただくということではないのでしょうか。

それでは、そういうことにいたします。

それでは、最後になりましたけれども、地区説明会が何かでしたっけ。

地域懇談会について、お願いします。

事務局 地域懇談会の前に、国と他自治体との関係につきましても、チーム1のほうで三者案を検討していただきたいんですが、三者の関係につきまとはほぼ似たような形で記述がされているので、これについては直接検討チームのほうにゆだねるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局 それでは、地域懇談会について御説明させていただきます。

地域懇談会につきましては、せんだって副座長会の中でその進め方について議論いたしました。進め方につきましては、まず冒頭に、それぞれ担当する会の副座長の方にあいさついただき、全体的な総論的な説明をさせていただく。その次に、それぞれ検討チームから担当になった人が骨子案の説明を行う、そして最後に質問をいただき、参加されているそれぞれ担当者の方で質疑応答に対応していただくという流れで実施するというところで考えました。

また、当日の司会につきましても、それぞれ決められている三者の中で司会進行をしていただく方を選任していただくということで、前回の副座長会の中では議論されました。

全体的な時間配分としては、おおよそ骨子案の説明までがスタートから40分ぐらいで終了し、それ以降、80分ぐらいについては質疑応答の時間に充てるということが話されました。

また、そのときの説明の仕方としては、パワーポイントを使った説明を行うということで、パワーポイントの作成及び説明文につきましては、一応事務局のほうで案をつくるという形で議論されました。そういう形によろしいかどうかというところを、本日御了承を得ましたら、そのような形で準備していきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

辻山座長 御報告いただきました。何かございますでしょうか。

なければ、きょう、この会議が終わった後に、打ち合わせの日程等の調整と役割分担、役割分担もまだ話し合って報告してもらおうわけですね。ということですので、お願いいたします。

根本委員 副座長会議では言わなかった。大体、副座長会議では今みたいな話だったんですけども、10会場で地域懇談会をやったわけですよ。それから、中間報告会をやって、それから区民討議会をやって、その経験で言うと、区民討議会というのは非常にいろいろな意見が、質疑応答という形じゃなくて議論ができたでしょう。あれは何なのかなというふうにずっと思っているんだけど、結論はわからないんですよ。情報提供で長時間の議論があったということだからあれだけでも、今度は2時間で盛りだくさんのことを説明しなくちゃいけない。だけれども、地域懇談会という、やっぱり説明してきた人たちが質疑応答でそのまま帰っちゃうというパターンなんだよね。これを超えられないんですよ、どうやっても。お茶ぐらい出してくれよと言ったって、お茶の予算はありませんというわけだよね。お茶ぐらい出して、もうちょっとアットホームな雰囲気では何かできるような形というか、何か一歩改善できないかということだけ事務局のほうに申し上げておいていいのでしょうか。結論はわからないんですよ、どうやっていいか。

事務局 以前、うちのほうの自治創造研究所のシンポジウムの後に、それぞれ有志で残っていたいて、終わった後の懇談を行ったケースがありますけれども、今、限られた時間とスペースの中で考えられるとしたら、そのくらいのことしかないのかなという気はいたしますけれども。

根本委員 だけれども、今度は夜だもんね。次回も夜でしょう。何か検討してよ。

事務局 それでは、持ち帰らせていただいて、それについては引き続いて検討させていただきます。

辻山座長 それでは、きょうはこれで終わりにしていいのかな。事務局からの連絡事項というの

はありますか。

事務局 それでは、きょう担当が割り当てられましたので、本日終了後、各検討チームの方は打ち合わせの日程について調整していただきたいと思います。

それと、今後の予定なんですが、条例素案の答申についてということで、素案の答申については8月26日木曜日、午後4時から第一委員会室で行います。そのときには、検討連絡会議委員の方で御予定がない方につきましては全員御出席いただいて、そして辻山先生から議長及び区長に答申を御提出いただくという形で行いたいと思います。

また、当日終了後に、検討連絡会議委員による懇親会を予定させていただきたいというふうに考えております。

辻山座長 ありがとうございます。

事務局 8月26日木曜日、午後4時からです。場所が5階の第一委員会室になります。

辻山座長 いいでしょうか。

それでは、恒例によって本日のまとめをお願いします。

事務局 まず、議題(1)の条例骨子案及びパブリックコメント等についてなんですが、の条例骨子案、行政の役割と責務なんですが、専門部会のほうから宿題としての回答のほうにつきましては、中身については基本的に了承で、ただし、資料6の2ページの部分の(4)の区政運営につきましては、「区長は」の主語と、あと「区の行政機関は」という主語は順番に並べるといことで、並べ方としては、
、
、
だったのを
に持ってきまして、以下順番を1つずつ繰り下げるといことです。

あと、(2)の区分J、区分H、区分Iにつきましては、本日の熱心な議論を踏まえまして、各検討作業チームのほうに申し送るといことです。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、きょうはこれで終わりにいたしますが、事務局は。

事務局 次回の日程ですが、次回は7月29日木曜日、第二委員会室で午後6時30分から行います。議題としましては、前文の検討案が区民検討会議、また議会のほうから示されると思いますので、前文の検討及び、本日各検討チームで持ち帰って議論していただいた結果について、次回御報告いただいて、検討連絡会議案にまとめていきたいというふうに思っております。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、きょうはこれにて、大変遅くなってしまいましたが、ひとえに私の司会の悪さかなと思ひ、もっと熱心な議論がたくさんあったからだということにしておきましょう。

お疲れさまでございました。

散会 午後 9時44分